

0 1 2 3 4 5 6 7

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 JAPAN

訂正
標註 神皇正統記

今泉定介
島山 健 訂正標註

上卷

史六一

リ5
1390
1

今泉定介

白田山健訂正標註

正月一臘
歲在癸卯
壬子年
歲次癸卯
正月一臘

教育書
專賣所

東京

普及人舌

明治十六年十一月五日

神皇正統記の刊

利子の供意

神皇正統記の標註或ハ訂正せらまく、近頃、
てたり、然るゝよ。今まゝ、本書を刊行せバ、雨後の春草の毀、恐らくハ免
れぬらん、然きども、草の生ずるもと種子あきバ、ちやう、本書の刊行を

じよそ國文を普通學科の一として教ふるゝは、國文學とするにあらば、單に實用を目的とするものより、細言すきば、平常、人々の使用する文章を明解し、又わが思ふ事をらちうづく文章に繕ひを得きば足きりとするゝのちり、この目的を達せんゝは、まず、正確にして應用に便なる文法を授くるを、最良の手段ちりとし、然きども、文法ハ、もと規則の列舉ノゝるものなれば、より充分よ諳記ノゝとも、實際に施さんハ容易の事にあらず、まして、初より一巻の文法を喂り、覚え盡くはんハ、少年子弟に取りて、難いとも難きわざあるを

門り付5
號1390
卷

訂正申呈^ニ元已刊行の趣意 一

教育書專賣所

卷之三

や、國文の讀本を授くる必要うに生ずるちり、こき、俚諺、所謂習ふより慣れよといふよ基たりあり、讀本を用ふる目的既にうくの如し、故に、其の書ゝる、語格文法の正しく、用語普通にして、意味まと極めて平易ちるを良」とす、はきば、耳遠き古言難句の連ちりゝるハ、もとより、其の教科書とちすべきにあらば、こきに熟すきば、古文家とちりて實用に疎く、熟せばれを、古今雜糅の文を作りて、拙劣見るよ堪へず、其の結果一も取る所なく、徒に時を費やすのみちるべし、こそ獨余等の私言にあらば、殆教育社會の定論にして、まことに争ふべからばる理ちり、然るを、今ちやことよ中古の雅文をとりいで、普通の國語科に教授するものちきよあらざるハい、うよぞや、たよそ、これらの人々の所說ちりといふを聞く、用語普通に、意味うつ平易ちるハ、讀めばやうて解せらるゝをりて、教科書とハちすに足らばといふにあり、何ぞ其の見る所の卑き、讀めばやがて解せらる

ハ、即、讀本の讀本たる所以よあらすや、か、る解り易きものを熟讀せしめて、不知不識のうちに、難澀ちる語格文法を會得せしむるハ、即、讀本を授くる精神にあらぎや、いづらる千年以前の古文を教へても、今日よ應用せしめんとする、妄といふんの外ちきあり、余等密に疑ふ、かく説くもの、或ハ普通學科中に教ふる國文をりて、國文學と同一視するヲハあらざるちきを、生徒もし、普通の國文の上、自在よ筆を舞ひし、まく充分に他人の文事を解く事を得たらん後ハ、多少國文學の趣味を覺えしめんと、誠に當然の理ちるべしといへども、初より文學上の高尚ちりのを教へんハ、謬きりといふべし、教育に從事するもの、かゝる事よ心づくであるべしや、余等ハ信ず、普通科に用ふる國文の讀本ハ、第一、語格文法の正確なるものたゞざるべうべし、第二、用語の普通ちりのくらばるべうらず、第三意味の平易ちるものたらざるべうらず、これを教授する

に當りて、語格文法上、今人の常に誤り易きふ／＼を指摘し、明快の思想を寫す事を教へ、古今雜糅の文體も、おのづゝ、其の跡を絶ち、普通文の改良も、求めずして得らるべきなり。

余等、右の意見をもて、曩に普通國文を編纂して世に公せしバ、幸に、多數の贊同を得て、今ハ、各地公私學校の教科書となり、發賣の部數、實に萬餘にいきなり、普通の國文に對して、余等と意見を同トするものゝ、世に勘ぐらるを見るべし、然きども、同書ハ、上下僅に二冊、其の目的を達せんヨハ、とより、充分うるものにあらず、折もあらバ、後篇を編纂して、こきを補さんとハ、かねて思ふ所ちきど、塵事の繁忙ある、ちく、其の意を果すことを能く、つひに、本書を刊行して、暫、まき小代ふる事とハ、き、本書ハ、全篇通じて、雅らず、俗ちり、專、達意を旨とするものちきバ、普通科用ふる國文の讀本よハ、頗、適當ある如し、然きども、うる類の書ハ、第一よ、文法上

の修練を要するものちるを、ちや、其の誤謬勘へとせず、うつ、時のごときハ、大うく、漢文訓讀の句調よ／＼て、今日の言語をあらび、是まことよ、一の瑕瑾といふべきなり、從來おこなひて、ハ更ちり、近頃刊行の二三の書も、たゞ、異本を校正し、また、標註を加へたるまでにて、おきよ注意せるものちし、余等ハ、専、この点よ心へて、こきを正しく、文義の解へどきにハ、また、標註をも加へたり、はきハ、余等ハ、本書をもて、普通科に教ふる國文の讀本として、充分に價值ありと信ずるものあり

本書を教科書とせば、生徒をして、正格ちる普通文に上達せしむるのこちり、まこと、左の數項の利益をも享け／＼むる事を得べし
第一、本書を讀まんものハ、神器授受の大典、皇位繼継の尊嚴なるを知り、國體の如何を明らかにする事を得べし、これ邦人の必しも知らざるべからざる事なり

標註初章正統言

第二、本書を讀まんりのハ、太古より南北朝までの歴史に、不^レする事を得べし、たとひ、今の所謂歴史^ハあらずとも

第三、本書ハ、著者^ガ、南朝の振^をざるを憤り、勤王の士を鼓舞せん^ガ為に著したるもの^{ぢれバ}、讀めバ、其のづくら、盡忠報國の心を生^ド、治^ム居て亂を忘ればるを得べし

第四、本書ハ、もと達意的の文章^{ちきど}、叙事遊説等の文體の、ずぐれ^トる所に至りてハ、多少、文學上の趣味を知る事を得べし

第五、著者ハ、文武の兩相ふーて、或點につきてハ、實に、空前絶後の偉人^{ぢり}、本書を讀まんりの、自然、其の風采を慕ひて、大^ム反省する事あるべし

以上、五項の利益^ハ、能く、前陳の理由と相合りて、この書の刊行を促すよい^トうぬ、記して卷首に附け^ア、今日の言語も、やまと、吳言も

明治二十四年十一月

訂正者 識

凡例

一、本書ハ、塙氏の群書類聚本をもと^ト、井上賴閏翁校本^{および}、花山院本、白山本、青蓮院本、其の他、二三の古寫本をも合^{せて}校訂たり、井上翁校本ハ、伊勢神宮ハ神主所藏の古寫本に據りて校正せらき^トる本よりて、其の原本、今ハ、宮内省の御物と^{ぢれり}、花山院本ハ、花山院家の原本により、慶安元年摸寫せるより、賀茂清雄の奥書あり、白山本ハ、享禄四年、加賀國白山西神主、上道朝臣氏末^ハ寫せる本^ホて、今ちや、該社に存せり、是ハ、片假字交^モて、宣命書風にかきたり、青蓮院本ハ、應永四年の奥書あり、もと、京師青蓮院の所藏^{ぢり}、其の本書も、もやく失せて、今、秘閣^{あるハ}、その寫本^{ぢり}といふ、諸本、頗^リ異同あり、ちきど、本書ハ、もとより、考證本とする^トあらじ、専、初學の徒の讀本に供するを目的と^{した}とき^バ、たゞ、寢、純正とおどゆる^リのを採りて、其の他ハ省略せり

文字、多くハ、言辭の足らざる處ヨハ、○を志る一て之を補ひ、贅字と覺ゆる處にハ、□をあるし、自他によび時の違へるイハ、原字を圍みて□何とあるせり、多く、時の用法を正したるが爲めに、おのづのら、語勢の變化を生ト、多く、文章の切きりを續け、つゞきゝるを切り下る類もおちじ、この外、詞の活用、多く、係結の違へり、假字の違へるハ、印を附せずして直ニ正せり、多く、同下くあるべき文の前後異なるを、正しきに從ひて一定し、文章のまききやすき處、漢字を、あとよ、假字を改めたるもになど、多く侍るの語ハ、もと敬語ふして、對話體の文章は限るりのなれバ、今ハ、こきを刪リ、たゞし、この語を刪りて文章をうくる處ヨハ、ありまども、適當する語を充て下り、これ多くあるしを用ひず、送假字を一定したるもおなド

一、本書、諸本巻數異同あり、或ハ上下の二巻とし、或ハ甲乙丙丁の四

卷とし、多く、六巻とせらもあり、今ハ、便宜上、塙本は從ひて、これを三巻にわたりちり

一、標註、略系ハ、つとめておきが明瞭ならん事を期したり、ちきど、余等の淺學寡聞、ちや、漏れ下るも多からん、そハ多く、他日をまちて補正すべし

明治二十四年十一月

訂正者再識

准后親房卿略傳

卿、本姓ハ源家の名を北畠まと、中院と稱せり、具平親王の後裔にして、大納言師重の子より、後伏見帝の御時、彈正大弼の職を奉トたり。一ヶ、花園帝の位ニ即うせ給ふや、やがて從四位下に叙せられ、右近衛中將左少辨を経て、參議に任せらきぬ、元應元年、後醍醐帝御即位の年、中納言となり、正二位に叙せられたり、五年の後、まと、大納言となり、元弘三年、つひに、從一位准大臣とハちりぬ、准大臣ハち不今の大 臣待遇の如し、かくて過ぐる事十七年、薨するゝはきだつ事五年、後村上帝勅一給ひて、親房を三官ニ准ド、輦車にて宮城に入るを許はせ給ひき、(三宮ハ、太皇太后、皇太后、皇后宮をいふ)親王もあらず、攝家にもあらずして、三宮ニ准ぜられたるまことふ、特例といふべし、たゞ、平清盛、帝の外祖の故をもて、この待遇を蒙きることあるのみ、されば、後世の史家も、其の例もさるに驚きん、親房もち不、清

盛の例に外ちらずも評せらるもありき、そハ、長慶帝の御母を卿の女ちりといふよよきるもべけきど、これたゞ、臆測の一説たらうすぎて、今左に卿が終身の事業を擧げて、其の勲爵は適ちざらう否うを示さんとく

きてあくに一の極めて遺憾ちる事こそあき、そハ諸書に、卿の生年月を載せざる事これちり、薨去の年月ハ、明らかよ知られたきバ、生年月をどに繰ぬる事を得バ、其齡もまく考ふべく、もく、其の齡と事業と比較照して、充分の興味も覺ゆべきを、まことに口惜しき限といふべし、たゞ、卿の還暦の壽を迎へーハ疑ふべくもあくば、公卿補任を按するに、卿の五朝に歴事したうしハ、確うちる事實よりて、其の薨ぜーハ、後村上帝の正平九年ちり、この五朝とハ、後伏見、後二條、花園、後醍醐、後村上の五帝を申すもるに、後伏見帝の御位小即りせ給ひーハ、紀元一千九百五十八年にして、後村上帝の正平九年ハ、

紀元二千十四年、おの間五十八年、然るに、後伏見帝の御在位ハ、わづゝ三年られバ、その第三年より算へても、卿の身を公に奉ぜーハ十五年ちり、こきふ、卿の總角の年月を加ふるときも、還暦の年ハ更なく、な不、輦車にて宮城入る事の許はまくをほめとし、その他、博識家の説どもを合させ考ふるに、稀古の年をも、其の餘をも超えられたりとぞ覺ゆる

いても、卿の事業をおりふにもとより、其の才藝と勇氣との美德に依きりとハいへ、能く、これらの美德の發揮すべき機會、もく、おもてを發揮せしめたるりの、なきらずてやも、そもそも、後醍醐帝の天位上登らせ給ひーハ、御年既に三十、御性質も英敏ふ、學問の道も宏くおもくさりき、されど、當時、北條氏の暴戾、益熾にして、萬民塗炭の苦を受け、皇室の御こときへ、な不、北條氏の掌中にありて、大覺寺、持明院の兩統、おのく、その儲位を争ひ給ひて、天つ日もくりりぐち

ちう世はまちりときば、帝の御父、後宇多法皇、院中におもへよざら、政を聽き給ひき、この法皇ハ、後三條帝以後の賢君ふましくて、よく、古今の大勢に熟し給ひ、ちべての學問よも明らかよ、内典をさへ究め給ひき、これをして、夙に、藤原宣房、源定房等を任用して、普く、徳政を布き給ひぬ、かくて、五年を経て、政を帝にうへし給ひしが、帝もまた、材學深くおもしまれて、いづれも、法皇に超えさせ給ひしが、益、政治に大御心を傾けらせ給ひて、專、民心を收攬し、折もあるべ、宿世の御敵ちう、北條氏を斃さんと力め給ひ、ともよ、謀らんりのものがると覺し給ひき、ほるふ、卿ハこの時、中納言ちうりしが、帝ハ、早くもその非凡ちるを見いで給ひて、すなむち、大納言に任す、宣房、定房等と共に、政事に參與せしめ給ひき、むりし、大江匡房、藤原為房、伊房等と博識をもて名を齊くし、世に三房と稱へられしが、今まで、親房等を呼びて、後の三房といへり、實に、この任用こそ、卿終身の伎

偽を顯すべき端緒ともあらず

天下ハ、既に危急存亡の秋ちり、至尊の大御心を惱ませ給ふ事限なく、苟、身を公に奉ずる者、誰りハ、一身の偷安を望むべき、まして、君の親任ハ、世の常はあらず、居る所の地位、まと卑くらぬをや、必しも、満腔の思慮を行らして、聖意よ對へ奉り、全身の勇氣を奮ひて、事の衝に當るべきなり、卿の家ハ、りく文官の系なり、故よ、其の初、帝に事へ奉れるも、重よ朝儀典章もあり、大納言とちるに及びて、漸、樞機の顧問に應じ、大政を翼賛し奉きし、嘉曆三年、皇太子邦良親王薨ト給ひぬ、こき北條氏の立つる所にして、持明院の派ちり、あくよ、幕府もまた、同ト派の皇子、量仁親王を立てしりど、帝ハ、御みづくらの皇子、尊良親王、もしくハ、世良親王を擇みて立てんとし給ひき、この故に、尊良親王を定房に、世良親王を卿よ命じて、教養聊も怠らせ給ひばりときば、親房も、帝の御意を御意として、行末ハ、万乘の至尊と、定房に

劣らば、日夜々づきまわらせぬ、然るよ、幾程もあく、元徳二年に至り世良親王病みて薨ト給ひしりバ、卿の痛悼やらんうこちく、無二の忠臣も、一時ハ變ドて厭世家とあり、剃髪して宗玄と號しき、この後三年、卿ハ如何ふして旦夕を送りしテ、今知る事能はずといへども、思ふよ、身ハ、佛に歸依せるものうち、心ハちや、世の治亂に留めしもべし、この時ふ當り、帝ハ益、幕府討滅の御志を堅くし給ひ、或ハ、僧徒の心を收めて、之を利用して、或ハ、諸國よ勤王の士を募りて、切に、征伐防衛の策を圖り給ひき、はきども、御運いまと拙くして、頗るハ、御志を果たさせ給ひ、暫、笠置山よ逃れて、事の成敗を見給ひき、幕府ハ、こきを賣りて、かゝこくも、兵を遣をして、行在を犯し奉りしクバ、帝ハ、誠にいふう忍びはる難苦を凌がせ給ひ、辛うじて、之を遞ぐんと給ひを、賊兵まと、途よ要へまわせて、強ひて、神器を新帝に傳へ、六波羅に幸し給むこと促し奉りぬ、これ、帝を幽閉し

ト奉りんの策ちりき、帝、詮術らく、請ふよまきせ給ひーり、ど、ちや、眞の神器ハ授け給はざりき、ちろを、幕府ハ、更よこきに心づくで、皇太子を立て、新帝と申し、帝を隱岐島に流し奉りき、然れども、天豈永く逆臣を助くべき、家貧しくして節婦顯き、國亂れて忠臣起るといへり、楠公を始め、新田、足利の諸將、一たび、正義の旗を翻して、天下こまく靡き、北條氏の一族、まとつひよ滅びしり、これぞ、いもゆる積惡の餘殃よして、天命免きざき所にはありしら、余等、百世ののちよ生きてすら、あれを聞けば快し、卿の心もた如何をうりちりしん、帝の隠岐より還幸ましますや、直にいで、仕へ奉る事、前日の如くちりき、こきよき、卿の親任ハ、ますく重く、他の二房ハ、たゞ、大政を佐け奉りしのみぢりしが、卿ハ、うねて、軍事よもあづうる事といふりぬ、元弘三年、帝、新政を施し、諸親王を遣もして、諸國を鎮撫せしめ給ひしよ、卿の子、顯家、陸奥守とちり、義良親王を奉じて、奥州を統轄

あつりき、顯家、其の時、僅々十六歳、卿、父の故をもて、往きておれを輔けたりといへども、實は、其の全權を握りたまつたり、いま、當時の有様を視るに、兵亂こそ治まりて、百事いまと、其の緒々就らず、至尊も、宿志を果たし給ひて、やく、心易くじだりめせらるゝ、將卒にハ不平を抱くるもの多く、まゝて、尊氏にはへ、謀反の證跡あるをや、常に、國家の盛衰よ注意し、天顏ヲ咫尺一奉るものゝ、いやうで、身を僻陬に留むべき時ちるんばれば、卿も、年餘を経て、すうち京師に還り、延元元年、尊氏の大舉一て西上する、まゝと、駕に從ひて叢山に趣きぬ、子、顯家を陸奥より召して、行在をまもらしめ、義貞、正成等と謀を合せて、屢々敵を破りしりば、尊氏、遂に支ふること能むべ、さばく、九州を走るゝいきりき、に、車駕京師よ還り、諸將ハ、尊氏を追撃せしめ、不ぞぞく、尊氏、大兵を率ひて、び東犯せり、人多くて天に勝つとばかり時アヤあらん、この度ハ、官軍とうくよ奮むべ、正成

バ戦死し、義貞も敗きて、帝もく、叢山より幸一給ふべき事とハありぬ、次ぎて、尊氏の誂りて歸順するに及び、帝もく、京師より歸らせ給ひたれど、諸公卿、諸將等、尊氏と伍するを忌み、多くハ、四方に逃げ去りき、この時、卿、皇子尊澄法親王を奉りて、伊勢に赴き、後圖に怠ちつゝた、のち尊氏、帝に強ひ奉りて、御位を光明帝に譲らしめ奉らんと、を、卿、使を遣ちし、みづうの計畫を奏上して、まづ、吉野に行幸を仰ぎ、自も馳せ行きて、定房、清忠等と政務を贊翊一奉りぬ、帝もトメ、京師を逃きたまふや、偽器を尊氏よ授けて、暫、その心を慰め給ひし、尊氏、後伏見帝の皇子、豐仁親王を立て奉りて、光明帝と稱し、皇居を京師に定めき、世よりて、吉野を南朝といひ、京師を北朝といひき、然れども、天より兩日あるべき理なく、國に二王の存すべき理なし、今、其の正潤をいそゞ、南朝ハ、もとより正として、北朝ハ、潤あり、はきば、親房等ハ、益、志を堅くして、南朝を保護し、一日も早く京師を恢

復せんことを冀ひたうへちり、延元三年、顯家も、をみちく、安部野の露と消えむてしウバ、弟顯信、つぎて陸奥守に任ぜられぬ、卿まと、こきが輔とちり、義良親王を奉じて、いで往きぬ、身ハ萬苦を嘗め、愛子ハ、既に屍を山野よ曝せり、國難をあつめて一身ふ荷へる、誠忠たぐふべきものち、然まども、時の至らぬイハせんすべなきよやはのらず、海上よて颶風に遇ひ、親王と顯信とハ、伊勢に還り、卿ハ、常陸の東條浦よ漂ひぬ、けれど、卿ハ、聊屈する色もち、急に阿波崎、神宮寺の二城に據きリ一を、幾程もちく、この城ハ、敵に攻め落とされしりバ、直ちみ、小田城に奔りて、近國の諸城と連合して、大に、東北諸州の兵を集めぬ、小田城ハ、小田治久の守くる處ちりき、折しも、帝、行宮よて崩御まーく、夕きバ、義良親王いで、御位を繼ぎ給ひし、ど、なほ、幼冲に渡らせたまひ一をもて、卿、遙よ奏一請ひて、任に堪ふべき人を撰み、一切の機務を司らしめり、明年夏、陸良親王を小田城に

迎へまかしせて、おきを奉ぜーだ、冬にしりて、敵軍の來りて攻め乞バ、初の不どハ、少一もひるまず拒きけれど、城主の治久はへ、敵軍に内應せ一程よ、遂に保つことを得ず、退きて、關城に入りぬ、時よ、近隣の諸城、皆陥り、北國の南軍、まと悉く破きて、わづくに支ふるハ、唯、この一城のみ、さきふ、卿の小田城にあるや、屢使を結城親朝よ遣りて、援を求めーうど、親朝とりくよ因循して應せし、關城に入りてよう、更に、懇篤ちる書をおくりて、いとく、南軍の振ぢるを歎き、大義の忽にすべうざるを説きなどして、百方これを諭ー、うど、終よ叛きて、敵にハ降りぬ、親朝ハ、南朝の忠臣と聞えー宗廣の子ちり、忠臣の子よして、叛逆人とちり、時の勢察すべく、卿の心中思ひやるべし、やどちく、城も落ちしれば、卿、潛行して、辛うじて、吉野よ還きり、この時正平四年ちり、翌年、足利直義、上書して罪を謝し、歸順せんことを請ひぬ、はきど、直義の奸謗と狡智とハ、兄の尊氏よも勝り、南帝

及其の諸臣等の辛苦も、ひとへよおの二児は因きることもきバ、朝議頓アハ決せば、一を、卿まづ、權も許すべしとて、やがて定まリにき、のち直義、約に負きタキバ、帝、卿に命ト、書をもてこれを詰り給ひ、又、直義も、書を上りて、こきよ應へ奉り、國政を武家に委ねたまんことを請ひぬ、或ハ、これを容きんといふもあり、一、卿堅く拒みて、終に、其議をちうげどき、おき正平五年の事うり、同七年、帝、男山に幸し給ひ一時、卿、子顯能と軍をすべて、まづ京師に入り、政權を收めて、南北暫統一たりき、これよりはき、尊氏南朝に降りて、直義追討の勅を請ひ、子義詮を京師に留めて、自ハ鎌倉に趣きしが、卿の京師にある、尊氏、直義を殺してまこと背き、義詮も京師にありて、父を學び一々を、卿も防ぎあへば、やむことを得ずして、男山よ還りき、八年六月、南軍、再京師より入り、北朝の官爵を削りて、政權を收むる事、二月、まと、尊氏よ襲なきて、攝津に退きぬ、この頃ハ、卿も既よ老いたき

バことに、記すべき事もあり、一にや、史籍にみえず、宜より、おき、卿が賀名生の露と消えに、前年さればあり、嗚呼、准后親房ハ、實に志を齋して、この世を去りし人のひこうよこそ

さて、以上ハ、卿の、直接に、王事よ勤勞一とる形跡を陳べたるゝのあり、卿の大納言とすりてより、薨するよいたるまで、前後殆三十年、義を磐石のたもきよ置き、命を鴻毛の軽きに比して、聊も省みず、或時よハ、衣冠を正しくして、御前に伺候し、或時よハ、堅甲利兵を掣へて、支野に暴露せるほど、終始一日も渝はる事あるうき、昔より、忠臣義士多くといへども、卿の如く、よく、文武を兼ね、天歩艱難の時よ當り、支離滅裂の境に居て、飽までも、至尊を奉戴せしハ、誠に稀あり、准三宮の特例、もとより、難ずべきいをきちく、もと驚くべき理あり、何とて、卿を清盛の例に加へんとする、余等ハ、其の意解一うきあり、まこと、卿の遁世につきてとかくいふものあり、然きども、おれ恐らく

ハ卿を知らぬもの、言もるべし、いま、論者のいふを聞くよ、第一、卿の世を遁れしハ、哀の餘とハいへ、時の勢をも察せばアリ、女性の行為すゆ似テ、第二、この身、一旦佛に歸依しちがら、事成り、苦去るよ臨みて、まと、世にいでテ、いかでか、人の功を偷む譏ぢうらんといふにあり、余等ハ、あれを辨せんこと、甚、容易ぢりと信ずるあり、思ふヨ卿の世良親王を教養し奉る、常よ、至情至誠をもて務めテ、又、親王、忽焉として薨去し給ひトクバ、その至情至誠、一時に外よ激發して、つひに、わきを忘きて剃髪するアリと見るべし、されば、おき決して、深く咎むべきアリらず、この時、もし殉死などあらんよハ、論者のいふ所、或ハ理ちきよもあらざりクン、まと、そのもどみ、世を遁きし時にハ、哀の餘に吾を以へ忘きし程ぢれバ、時勢の如何ちどハ、もとより心すもとくめざりしもべし、さきど、日數歷て、其の哀の漸く薄らぎたる上ハ、まと、おとのわきようへり、遁世の是非

曲直も、自覺られ一事、疑ちうるべし、然るに、當時ハ、如何ちる禍神のあくびー世ありクン、至尊ハ、申すも畏き御有様よて、大宮所すら、何處と定めはせ給ちじ、或時よハ、松の下露に、玉衣を濕らせ給ひ、或時よハ、浦の汐風に、龍體を曝させ給ひー時ちりクシバ、卿ハ、一公卿の身をもて如何ともせん術ちく、志をし、その時を待ちしにこそ、卿の賢るる、いつまでわきよかへらばるべき、こきを如何で、時勢を察せずといふべき、まと、人の功を偷むが如き嫌ありといふも、同トく非ちり、譬へバ、あゝ一家あり、夫婦あり、夫ハ、外にいで、一家維持の策を講ト、婦ハ、内に而りて、財政処理の任を司リ、非常の故ニルのまゝ然ちり、天下無事の時、こきを治むるハ、文官の任すり、一旦事あきバ身を挺ドてあれを鎮むるも、武官の務すり、卿の世を遁きし間ハ、りとり、文官の世にあらず、まと、天下ハ、亂きアリといへど、猛

將智勇の士の、ちく存して、幕府の滅亡も、預知られバ、武事に慣きざる公卿等の、遽に笏を擲ち、紳を脱ぎて、劔戦の間に立ち交する必要もちつゝ如し、故に、卿ハまず、事の定まらを待ちて、はて後に、おのづ得る限の技能を顯さんとハあつたり、こきをても、人の功を偷むといふべき、要するに、論者の、の言ハ、親房の親房たる所以を知らぬ故あり、嗚呼、卿の行たる、至忠至誠、仰ぎても天に慚ぢず、俯いても地に愧ぢらりのといふべし

右の外、卿の、間接に王事よ功勞ある、まと大うり、前より陳へゝる如く、尊氏の兵を舉ぐるや、南風き不らず、楠公ハ湊川に斃れ、義貞ハ藤島よ死に、次ぎて、小楠公、結城、脇屋の諸將、まと討たきて、誠に賴ミ少き有様ちうくるを、天下の志士、かもるゝ立ちて、忠を南朝よ盡くすもの多く、干戈數十年に亘りても、ちく屈せざりしハ、りくうり、神器の威靈にうちるといへども、重よ、卿を摸範に取きるものちうり、子顯

家、顯能等の忠勇ちうりし、殊に然あり、あゝ、この四海晦溟の時にあり、よく、一条の曙光を放ちて、魑魅魍魎の播殖を防ぎ、人をして踏むべき道をしらしめしハ、かへすべくも偉ちうりといふべきなり、其の功、いまと全く終へばりきといへ、吉野の山をこきよよりて榮え、花の色香あれによりて失せざりき、然きども、おれただ、一世を風靡せしの、南朝を益せしのみ、卿の功、豈こきのまに止まんや、興國年中、卿の小田城にあり、一時、豫、事の成らばるを圖り、自ら死を決して、天下後世を諭したるものあり、神皇正統記こきあり、これぞ、大に、卿の名聲を高めし、上神代より、下興國にいたるまで、詳に、皇位の繼承、および神器授受の大典を説き、皇統の正潤を明らかにして、大義のある所を示したる、誠に唯一の書なり、其の議論の正大ふして、筆鋒の嚴肅ちうるハ、古人既よ、孔子の春秋に比せり、よく讀み能く味も、鄙夫も立ちつべく、懦夫も奮ひつべし、後世、この書を見

標註神皇正統記

卷之三

普天下

て、感奮激励したるゝの幾何ぞや、宜ちり、志士文人の嘆々としてこの書を稱賛する事よ、この下り、卿の著書數部あり、職原抄、古今集註、東家秘傳、元々集、二十一社記等あり、職原抄ハ、後村上帝御即位の時、一ハ政務の参考に供へ、一ハ身を公に奉ずるゝの、爲に、官職の本原、及、由來等を陳べたるものあり、今も世よ行もる、其の博學、まさるべきぢり

卿の性質品行、及、一個人としてのみるべきハ、更に史に記はず、數百年後の今日、いうでう知る事を得べき、然きども、右の形跡を見、文武の良臣たりしハ、いふも更ちり、思ふに、卿の心も、だゞ、純良潔白にして、忠の一物もて成り、百事こきよりいで来にんとおぞめ、おの忠ハ、決して支那のアアラビ、また、歐米諸州のにある、わが邦人特有のものぢり、其の意義を解せんとせば、再三、本書を繙くべし、必悟る所あらん、それ、即、日本人のいをゆる忠ちり、人もし、能く、これを明

らめて、心中にをさめ、機に臨み、時よ應じて、用ひたらんアハ、至難なる、人間の行路も、いくつて易く、國家を維持せんこと、ちと、難く、べきうハ、嗚呼、卿ハ、一世の指南車とちりーのみちうび、萬代の指南車ごちまうり、三尺の童子も卿の名を知らばるるゝ、或ハ神よ祠り、或ハ畫像を掲げて、こきを崇拜する、まことに故ありといふべ

標註 神皇正統記

普及舎

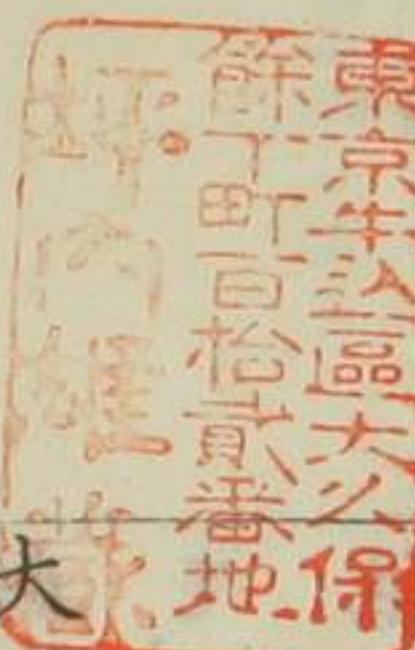
訂註 神皇正統記上卷

今泉定介

訂正 標註

北畠親房卿著

畠山 健



餘丁町百裕家番地

豊葦原云々^{トモ}
日本紀一書云、天神謂
伊弉諾尊伊弉冉尊曰、
有豐葦原千五百秋端
穗之地宜汝往修之、廻
賜天瓊々杵
陽神陰神ハ、伊弉諾尊
伊弉冉尊をいふ、此に
ハ國常立尊より、この
二神に授け給ふと記
さきたれど、實ハ天御
中主神、高皇產吳神、
皇產靈神の三神を指
すべきも

訂正 神皇正統記上卷

教育書專賣所 普及舎

標註 神皇正統記 卷一

普刀合

一

大八洲
漢路、豐秋津、伊豫二名
筑紫、壹岐、津島、隱岐、佐渡なり

耶麻土、枳日本紀云問
本國之号、何獨取大和
國為國号、耶說云、磐余彦天皇定天下至大和
國、王業始成、仍以成王
業之地為國号、譬猶周成王於成周定王業仍

是ハ、大八洲の中津國の名なり、第八に稱たるトビ、天御虛空豊秋津根別といふ神を生々給ひき、是を、大日本豊秋津洲と名づケ。今ハ、四十八ヶ國にわたりて、中州たゞ一上に、神武天皇東征より、代々の皇都あり、依りて、其の名をとて、餘の七州をも、すべて耶麻土と云ふまるべし。唐にも周の國より出でたり一かを、天下を周といひ、漢の地よどむこりたきバ、海内を漢と名づけ一ヶことし、耶麻土といへる。ことを、山迹といふる、むかし、天地わくれて、泥のうるやひいまと乾くす、山をのみ往来して、其の跡むなきを、山迹といへり、或ハ、古語に居住を止と云ひ、山に居住せしによりて、山止なりともいへり、大日本とも、大和とも書くことハ、此の國に漢字傳

大日靈とハ、天照太御
神の御一名あり

たりて後、國の名をかくに、字をバ大日本と定めて、古も耶麻土と讀ませたるなり、大日靈の志ろしめす國もきを、其の義をもどれる、もと、日の出づる所にちうけれど、然いへるう、義をかをきど、字のまゝに日乃もとハ讀まず、耶麻土と訓ぜ、我ガ國の、漢字を訓ずると、たなくかくのごとし、おのづくら日のもとをいへるも、文字によきるあり、國乃名とせるにあらば、又、いにへりより大日本とも、もーハ、大の字を加へば、日本とも書けり、州の名を、大日本豊秋津といふ。

懿德孝靈孝元等の御謚、も大日本の字なり、垂仁天皇の御女、大日本姫といふ、是皆、大の字なり、天神饒速日尊、天の磐船にのり、大虛をかけりて、虚空見日本の國と宣

天の磐船とハ、空中を昇降せし舟ありとぞ、

標註 神皇正統記上卷

教言三皇所 譬及舍

足開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子、小碓皇子を日本武尊と名付け奉る。是ハ、大を加へざるなり。彼是同トくやまと、讀ませこれど、大日靈乃義をこれらば、おいやまと、讀しても叶ふべきう、其の後漢土より字書を傳へけるとき、倭と書きて、此の國の名に用ひるを、即領納して、又この字を耶麻土と訓て、日本のごとくに大を加へても、又除きても同ト訓に通用けり。漢土より、倭と名づけたることも、むろん此の國乃人、初めて、彼の土に至れりしに汝が國の名をば、いゝと云ふことひけるを、我ガ國をと云ひしを聞きて、即、倭と名付けたりとみゆ、漢書に樂浪の彼の土の東北に樂浪郡あり海中に倭人あり、百

漢書に、樂浪の海中に
倭人あり云々

前漢書地理志に、樂浪
海中有倭人、分百餘國
と見え、後漢書よ傳
凡百餘國云々、其大倭
王居耶馬臺國と見え
たり、又東夷傳に、建武
中元二年、倭奴國奉貢
朝貢使自称大夫、倭國
之極南界也、光武賜以
印綬と、召せり、され
を當時我國西南の人
ハ私の交通して、彼の
爵位などを受けつ
と見ゆ、天明四年二月
廿三日、越前那賀郡志
賀県の農甚兵備とい
ふとの、蟹田の時と得
つといふ金印、今博物
館あるは、彼の東夷
傳と符合して頗考證
とする足まこと、尚古
の金印の事へ、福岡の
細井金吾氏の漢委奴
國王金印考より委一

標註 神皇正統記一卷

推古天皇云
十六年九月隋使裴世清の來り一時より

咸亨元年ハ天智天皇の九年ニ當り

神武天皇云
神武紀三十一年夏四月乙酉朔、皇輿巡幸、因登腋上、嘸間丘而望國狀曰云、と見え秋紀ニ蜻蛉好衝尾而飛、状成輪曲故壁之青山四周始末相合之狀。
日本紀云、日本者浦安此國曰細戈千足國云、日本紀云、昔伊弉諾尊

う使ありて、書をたくれやに、倭皇とかく聖德太子ミヅクら筆をとりて、返牒を書き給ひーにも、東天皇敬白西皇帝とありき、彼の國よアハ、倭と書きたきど、返牒には、日本とも倭どものせられび、是より上代ニハ、牒ありとも見えざるなり、唐の咸亨の比も、天智の御代にあたりとれば、またにハ、件の比より日本と書いておくるきけるよや、又此の國をバ、秋津洲といふ、神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の麝咲乃ごとく有るゝと宣ひーより、此の名ありきとぞ、されど、神代に、豊秋津根と云ふ名あきを、神武は初めざるにや、此の外もにまどもいへり、又扶桑國とも云ふ名もあるう、東海の中又

國、細戈千足國、機輪上秀真國、又大己貴大神目之曰玉牆内國と見え、細戈千足ハ軍器の備もり足れるをいひ、機輪上秀真ハ、他國ニ秀出する義、玉垣内國ハ、猶神國ニ云えんが如し、扶桑國、准南子ニ日出于暁谷浴于咸池拂于扶桑など内典ニハ、佛書をいふ見えたり、四大洲東、弗菩提、西瞿耶尼、南瞻部洲、北俱盧洲、北胡國、雪山の南ハ五天竺、東北によりてハ震旦國、西震旦ハ、則支那も

標註 神皇正統記言 卷一

普及舎

南都ハ奈良をいひ、北
嶺ハ比叡山をいふ

北よりあたりてハ波斯國なり、此の瞻部州も、縱横七千由
旬、里を以て計ふきバ、二十八萬里、東海より、西海にいと
るまで九萬里、南海より、北海にいたるまで又九萬里、天
竺ハ、正中より、依りて、瞻部の中國と云、地のめぐり
又九萬里、震旦ひろしといへども、五天竺にちりぶきバ、
一邊の小國あり、日本も、彼の土をもあれて海中にあり、
南都の護命僧正北嶺の傳教大師ハ、中州ありとあるさ
きたり、然らば、南州と東州との中より、遮摩羅と云ふ州
なるべきにや、華嚴經に、東北の海中に山あり、金剛山と
云ふとあるハ、今の大倭の金剛山のとおりとぞ、さきバ
此の國も、天竺よりも、震旦よりも、東北の大海の中にあ
り、別州にして、神明の皇統を傳へ給へる國あり、たなド

劫ハ梵語より、年月を
経過する時期の名を

世界の中より、天地開闢の初ハ、いづくもくりるべき
あらねど、三國の說古のく、異あり、天竺の說にハ、世の
ちどまりを劫初と云(①)、劫は、成住、懷空の四あり、各、サ
劫と云ひ、廿の増減を一中劫と云、光帝と云ふ天衆、空中
ひ、四中劫をあわせて一大劫と云、金色の雲を起し、梵天に遍布す、即大雨をふらす、風輪
に金色の雲を起し、梵天に遍布す、即大雨をふらす、風輪
の上よりつもりて水輪とする、增長して天上にいたり、
又大風ありて、沫を吹き立て、空中より投げおこす、即大梵
王の宮殿となる、其の水次第に退下して、欲界の諸宮殿
に至り、須彌山、四大州、鐵圍山を成す、うくて、萬億の世界
同時にちゆく、こきを成劫と云(②)、此の万億の世界を、三
光帝の天衆、下生して次第に住む、是を住劫といふ、此の
住劫の間より、二十の増減あるべーとぞ、其の初にハ、人の

標註 神皇正統言上卷

普不舍

男女の相見て分つべきを相といふ

須弥高大略三百三十
六万里あり、縱横三十
同トと云

顔色うつけハ、顔色の
憔悴することちう

身光明遠く照して、飛行自在あり、歡喜を以て食と
男女の相も、後に地より甘泉涌き出で、味酥蜜のごと
く、或ハ、地味是をちめて味著を生す、仍りて、神通をうく
るひ、光明も消えて、世間大にくらくちうめ、衆生の報も
彌の半腹におきて、四天下を照さしむ、これよりうづめ
て晝夜晦朔春秋あり、地味よふけりより、顔色うつけ
衰へき、地味、又うせて林藤と云ふ物あり、或ハ、地皮衆
生又食とす、林藤、又うせて自然の梗稻あり、もろく
の美味をそちへたり、朝にかれぞ夕に熟す、此の稻米を
食せしにより、身よ残穢出で來ぬ、此の故に、始めて二道
ら、男女の相各別にして、終よ、婬欲のわざをなす夫婦

利帝利
樓成經云、時彼衆中有一人最尊、端正威儀巍
々、衆人便白、當為我典
生作君長、号之曰王、以
法取租、是故名為利利
十善、不殺、不盜、不婬、不
妄語、不飲酒、不食肉、不
貪嘗、不邪見、不毀謔、不
欵誑をいふ

ともづけ、舍宅をかまへて、共に住しき、光帝の諸天、後に
下生するもの、女人の胎中にいりて、胎生の衆生となす
其の後、梗稻生ぜば、衆生愁へ歎きて、たのしく境をわく
ち、田種をやどこし、植ゑて食とす、他人の田種をさへ奪
ひぬむ者出で来て、たゞひにうちあるそひ、これを決
する人ちくりーうば、衆ともにちからひて、一人の平等
王を立て、名づけて刹帝利と云へり、田主とい其の初の
王を、民主王と號しき、十善の正法をたこちひて、國を治
め、人々、人民是を敬愛す、閻浮提の天下、豊樂安穩に一
て、病患、よよび大寒熱ある事なし、壽命も、極めて久しく、
無量歲ちうりき、民主の子孫、相續して、久しく君たり、
やうやく、正法も衰へり、壽命も減じて、八万四千歳

標註 神皇正統記上卷

卷之二 言事 説文 普及舍

轉輪王とハ、各一國に
主とるものをいふ

にいとる、身の長八丈ありき、其の間に王ありて、轉輪の
果報を具足せり、まづ天より金輪寶飛び降りて王の前

に現在王出で給ふことあきば、此の輪轉トて行く、諸

居土、主兵
居土ハをる土の義王
兵ハ武器をいふ

この小王もな迎へて拜す、以て違ふもの有り、即、四大

州に主たり、又象、馬、珠玉、女、居土、主兵等の寶あり、此の七
寶成就するを、金輪王と名づく、次々銀、銅、鐵の轉輪王あり、福力の不同によつて、果報も次第に劣るなり、壽量
も百年に一年を減じ、身のたけもたぢり、一尺を減じ
てけり、百二十歳にあたきりと、釋迦佛出で給ふ、或
五百餘年前、迦毘羅城の王宮に生きたり、父を淨飯王といひ、母を摩耶といひ、幼名を悉陀と呼び、又釋迦ハ能仁と譯し、則姓チ。

秋迦佛云々、秋迦ハ今を去る事、凡二千四百

五十餘年前、迦毘羅城の王宮に生きたり、父を淨飯王といひ、母を摩耶といひ、幼名を悉

陀と呼び、又秋迦ハ能仁と譯し、則姓チ。

佛ハ寳と訳を群生を
覺悟せしむる義也
とぞ
三災、火水風をいふ

報もすくみて、二万歳にいたるんとき、鐵輪王出で、南一州を領すべし、四万歳のとき、銅輪王出で、東南二州を領す（①）、六万歳の時、銀輪王出で、東西南三州を領し、八万四千歳のとた、金輪王出でし、四天下を統領す（②）、其の報上にいへるがおとし、かのとき、又、減にむきひて、彌勒佛出で給ふべし、ともいふ、此の後、十八ヶの減増あるべし、かくて、大火災と云ふ事たりて、色界の初禪、梵天まで焼けぬ、三千大千世界、同時に滅盡する、これを壞劫といふ、かくて、世界虚空、黒雲のごとくありを空劫と云（③）、かくのおとくすること、七ヶの大劫をへて、大水災あり、此のたびも、第二禪まで壞れ、七ヶの火災、七ヶの水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞れ、こきを

標註神皇正統記上卷

教育書専賣所 廣文館

大三災といふあり、第四禪已上にハ、内外の過患あると
ち、此の四禪の中に五天あり、四ハ凡夫の住所、一も淨
居天とて、證果の聖者の住所あり、此の淨居をすぎて、摩
醯首羅天王の宮殿あり、大自在天色界の寂頂に居して、
一四天下とハ、天下の四分の一の義す。此の上に無色界の天あり、
四地とハ、東西南北をいふ。業力とハ、因縁力といふ如
見え。又、四地をわたりてりといへり、こきの天ハ、小大の災
に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きるバ退
没すべしと見えたり、震旦も殊に書契を事とする國な
れど、世界建立をいへることたゞちうじ儒書にハ伏
羲氏といふ王よりあすとをばいもず、但異書乃説に、渾
沌未分のかたち、天地人のちぐめをいへるハ、神代の如

陽精為天、陰濁為地盤古在其中、一日九變、神於天、聖於地、天日高一大地日厚一大盤古日長一大、如此万八千歲天數極高地數極深盤古極長後乃有三皇

異書の説云々

徐整三五曆紀曰、天地混沌如雞子、盤古生其

中萬八千歲、天地開闢

こうに相似たり、或も又盤古といふ王あり、目ハ日月と
あり、毛髮も草木とあるといへる事も何アリ、そきより下
つゝと、天皇、地皇、人皇、五龍等のもろくの氏打ち續きて、
於不くの王あり、其の間數萬歳を経たりと云ヘリ、我
が朝のちぐめハ、天神の種をうけて、世界を建立するナ
ガとハ、天竺の説に似たるかともあるるやうきども、是
も天祖よりおのうた、繼體たゞして、唯一種ましませ
る事、天竺にも其のたゞひす、彼の國の初の民主王
も、衆のために撰び立てらきしより相續せり、又、世くど
りてハ、その種姓もおなくほろ不されて、勢力あきバ、下
劣の種も國主と成り、あまさへ、五天竺を統領するやう
らもありき、震旦、又、おとさらうたづねた國あり、む
ていふ

うし、世ナム不ニ道ナシカアリトキモ、賢をえくびて、
授くる跡アマリにより、一種をいただむる者とす。亂世
にある者にちからを以て、國をあくそく。されば、民
間より出で、位に居たるもあり、戎狄よりたこりて、國
をうをへるもあり、或ハ、累世の臣下にて、其の君を志の
き、終に讓を得たるもあり、伏羲氏の後、天子の氏姓を替
へたる事、すでに三十六、亂のちなど一き云ふ。たら
ばるものをや、唯、我ガ國のみ、天地ひらき初より、今の
世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事よこしまら
ば、一種姓の中におきても、たのづから、傍より傳へ給ひ
一すら、猶正にうへる道ありてぞたもちましく。是
はうしながる、神明の御誓あくたまにて、餘國におと

るるべきいれあり、抑、神道の事ハ、たやすく顯はれと
云ふ事あきだ、根元を知らざれば、みだりうもくきえ
らとも成りぬべし、其のつひえを救ひんために、聊ある
さん、神代より、正理みて受け傳へつるいをきを宣へん
事を志して、常にきこゆる事ハのせず、然きバ、神皇の正
統記トや名づくべき

夫、天地いまどあられぢり一時、渾沌トテ、圓がきる六
と雞子のごとく、くももりて牙をふくらまき、是、陰陽の
元初、未分の一氣あり、其の氣を下めて分きて、清く明ら
うありハ、たなびきて天とあり、おもく濁れると、つき
て地とある、其の中に一物あり出でたり、かとち葦牙の
ごとく、即化して神となりぬ、國常立尊と申せり、又ハ、天
神とを同神ちうとい

國常立尊と、天御中主

の字を訓ぜり、もの
ふくまりて、未あうれ
す分明ちうざる義ち

標註 神鑑正統記上卷

普及全

よハ正説アリバウ五行の徳ありアリ云モカタリも如何アラん

御中主の神とも號ル奉ル此の神に木火土金水の五行の徳アリマ先、水徳の神にありアリを給フを國狹槌尊と云ひ、次に火徳の神を豊斟渟尊といフ天の道ひとりチサ故に純男アリ純男アリともさだめアリとし、次に木徳の神を渥土煮尊、沙土煮尊と云ひ、次に金徳の神を大戸之道の尊、大苦邊尊といフ、次に土徳の神を面足尊、煌根尊と云ヘリ、天地の道相交アリて、各陰陽のかゝりあり、然きど、其のふるまひアリといへり、此の諸神實にハ國常立の一神にましまアリべし、五行の徳アリの神アリを給フ是を六代ともかぞふるアリ、二世、三世の次第を立つべきにハあリばるにや、次に化生シ給フれる神を伊弉諾尊、伊弉冉尊と申す、是ハ正しく陰陽の

瑞穂の地、美き稻穂の產出する地といふ義アリ天瓊矛トハ、珠玉トハ、天瓊矛トハを以て飾スルる矛トハいふ八尋の殿トハ、幾尋モある廣き殿トハいふ

磯馴盧島日本紀私記云、是自贊之島也浦言自贊也、今見在淡路島西南角小島是也俗猶存其名也

二にあリきて、造化の元とあり給ひ、上の五行ハ、猶ひとづくの徳アリ、此の五徳アリをあリせて、萬物を生ずるをアリとく、アリに、天祖國常立尊、伊弉諾尊、伊弉冉尊の二神に勅シテて宣く、豐葦原の千五百秋の瑞穂の地あり、汝の逆戈トハ、ニ神、此の矛トハをさづうアリて、天の浮橋の上にたゞみて、矛トハをさシ下シて、かきぬぐアリ給ひシ、巴、滄海のアリありた、其の矛トハはきより滴シ落つる潮トハ、おヨて一の島トハ、是を、磯馴盧島と云ヘリ、二神、此の島トハに降ル居て、即、國の中の柱トハたて、八尋の殿トハ化作シて、共に住ムたまヒキ、儲陰陽和合シて、夫婦の道あり、此の矛トハ、傳へて天孫アタマへて、あまくどり給フ、とも云ひ、又、垂

標註 神皇正統記上卷

此の矛アマツハ傳アマツシテ云々
古語拾遺の説によら
きたり、又垂仁天皇以
下ハ、御鎮坐本紀によ
らきたり

伊勢イセノ神宮ミコトノミコトノミヤをたてら
エシハ、垂仁天皇の二
十五年ニシテノヒジテノヒ

仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照太神の御教のまアマツシテに國々をめぐり、伊勢の國イセ、宮所をもとより給ひアマツシテ一時、大田命と云ふ神アマツシテまわりあひて、五十鈴の川上に、寶物アマツシテをま
わりむける處アマツシテをあらアマツシテ申アマツシテし、に彼の天逆矛、五十の金
鈴、天宮の圖形ありき、大倭姫命よろこびて、其の所アマツシテをさ
だらて、神宮ミコトノミコトノミヤをたてらアマツシテ寶物アマツシテハ、五十鈴の宮の酒殿アマツシテにを
さらうきアマツシテきアマツシテ云アマツシテひ、又、瀧祭アマツシテの神アマツシテと申アマツシテる龍神アマツシテちり、其
の神アマツシテあづらうりて、地中にをさらアマツシテたアマツシテとも云アマツシテひ、一よアマツシテハ、大
倭の龍田神アマツシテハ、其の瀧祭アマツシテと同體アマツシテにまアマツシテ、此の神アマツシテのあづ
アアマツシテ給アマツシテへるアマツシテちり、よりて、天柱、國柱アマツシテといふ御名アマツシテありとも云
ふ、むうし、礎取盧島アマツシテに持ちくアマツシテくアマツシテ給アマツシテひアマツシテことアマツシテハアマツシテきアマツシテうアマツシテあり、世に傳アマツシテふと云ふ事アマツシテハお不つアマツシテうちアマツシテ、天孫アマツシテのアマツシテた

秀玉アマツシテ、云々、古語拾遺
に矛アマツ自從アマツシテと見アマツシテえ
るアマツシテ是アマツシテちり

國アマツシテを平アマツシテけアマツシテ矛アマツ、古語拾
遺アマツシテ、於是大己貴尊及
其子事代主神アマツシテ皆奉避
仍以平國アマツシテ予授三神日
吾以此矛アマツシテ治國者必
當平安云々とあり、自
從アマツシテといへるも、やがて
この平國矛アマツシテのことな
く

あくアマツシテづアマツシテ給アマツシテひアマツシテーアマツシテちりアマツシテ、神代より、三種の神器アマツシテのごとく
傳アマツシテへ給アマツシテふべアマツシテーアマツシテはアマツシテたアマツシテれアマツシテて、五十鈴の川アマツシテ上アマツシテにあアマツシテくアマツシテん
もお不アマツシテつアマツシテうちアマツシテ、但アマツシテ天孫アマツシテも、矛玉アマツシテも、おのづアマツシテくアマツシテあアマツシテとアマツシテがアマツシテへ
給アマツシテふと云ふ事アマツシテ見アマツシテえアマツシテたり、古語拾遺アマツシテ然れども、矛アマツシテも、大汝アマツシテの
神アマツシテのたアマツシテてまアマツシテつアマツシテ、國アマツシテを平アマツシテけアマツシテ矛アマツもあれアマツシテば、いづきと
いふ事をアマツシテ知アマツシテそアマツシテーアマツシテ、寶山アマツシテにアマツシテそアマツシテまアマツシテて、不動アマツシテのあアマツシテりアマツシテ
とアマツシテちりけん事アマツシテや、正說アマツシテなるべからむ、龍田アマツシテも、寶山アマツシテちアマツシテうた
所アマツシテちアマツシテれアマツシテば、龍神アマツシテを、天アマツシテつ柱アマツシテ、國アマツシテつ柱アマツシテといへるも、深秘アマツシテの心アマツシテあ
るべきにや、允神書アマツシテにアマツシテまアマツシテぐ、異說アマツシテあり、日本紀、舊事本
紀、古語拾遺等アマツシテのせざらんアマツシテあとアマツシテハ末學アマツシテの輩アマツシテ、ひとへに
信用アマツシテーアマツシテかアマツシテらアマツシテ、彼の書アマツシテの中アマツシテ、猶アマツシテ一決せざることお
ない、いもんや、異書アマツシテにおきてアマツシテ、正アマツシテとすべからざるアマツシテをや、

かくて、此の二神相もからひて、八の島をうみ給ふ。先淡路の洲をうみます。淡道穗狭別と云へり。次に、伊與の二名の洲をうみます。一身に四面あり、一を愛比賣と云へり。これハ伊與ちり、二を飯依比古と云へり。是ハ讚岐む。三を大宜都比賣といふ。是ハ阿波ちり、四を建依別といふ。こきを土佐ちり、次に、筑紫の洲をうみます。又、一身に四面あり、一を白日別と云へり。是ハ筑紫ちり。後に、筑前、筑後と云ふ。二を豊日別と云へり。是ハ豊國ちり。後は豊前、豊後と云ふ。三を速日別といふ。是ハ肥の國なり。後に肥前、肥後といふ。四を豊久士比泥別と云へり。こきハ日向ちり。後に、日向、大隅、薩摩といふ。筑紫、豊國、肥の國、日の御代のえトメの御子、あらざる。次に、壹岐の洲を生みます。天比登都

柱といふ。次に、對馬の洲を生みます。天の狹手依比賣と云へり。次に、隱岐の洲を生みます。天忍許呂別と云へり。次に、佐渡の洲を生みます。建日別と云へり。次に、大日本豊秋津洲を生みます。天御虛空豐秋津根別と云へり。すべて、是を大八洲と云ふちり。此の下りあまとの島を生み給ふ。後に、海山の神、木のねや、草のねやまで、悉くうもさしてくり。いづれも、神にませば、生み給へる神の洲をも山をもつくり給へる。もと、洲山を生み給ふに、神のあらをきましらる。神世のわざぢれば、誠にたぐりふき。二神、又、むからひて宣く、我すでよ、大八洲國、および山川草木をうめど、いうで、天の下の君たちものをうまらんとて、まづ、日神をうみます。此の御子、光うるを

此の外あまとの島、
兒島小豆島大島女島
大八島の外に、吉備の
知訶の島、兩兒島等の
島々を生み給ひ一

標註 神皇正統記上卷

普刀舍

蛭子、古事記にハ國を
うえ給ふ前よりこの御
子を生み始ふことに
記せり

くして、國の内にてうご不^可二神よろこびて、天に送り
あげて、天上の事をちづけ給^{ひな}。此のとき、天地相去る事
遠^{とお}く、天の御柱を以てあげ給^{ひな}。是を、大日靈尊と申
し、靈の字ハ、靈と又ハ、天照太神と申す。女神にてましま
すより、次に、月神を生みます。其の光、日につぐり、天にの
だせて、夜の政をちづけ給^{ひな}。次に、蛭子をうこます。三と
せにうちまで脚たゞぎ、天磐櫻樟船に乃せて、風にまに
くもうち棄てつ。次に、素戔烏尊をうこます。勇ミ争け
く不忍にして、父母の御心にうちじ、根の國にいねと
のたま^{ひき}。此の三柱ハ、男神にましますに依りて、一女、三
男と申すより、すべて、あらゆる神、みも、二神の所生にま
しませど、國の主たるべーとて、生み給ひーうば、ことさ

神退とハ、崩御一給へ
るといよ古語ぢり

械取神、延喜式より下總

國香取郡香取神宮と
見えたる是ちり

麻島神、延喜式より常陸

天益人、また青人草と
いふ、死ぬる人も
も、生るゝ人の多く益
ふえゆくと云ふちり

日向の小戸云々

古事記、日本紀等に、
橋之小門橿原と見え
うす、但、その地今詳な

訂正

申星正元已止

十三

教育書專賣所

新編

標註
神皇正統記一卷

普陀舍

天照太御神ハ、天神に
ありませり、此に地神
と申せらるハ誤也。

地神第一代大日靈尊、これを天照太神と申す、又、日神と
も皇祖とも申をちり、此の神のうまれ給ふおと、三の説
あり、一にモ、伊弉諾、伊弉冉の尊あひをからひて、天下の
みちを生まばらんやぢて、先、日神をうも、次に月神、次
に蛭子、次ふ素盞烏尊を生ミ給ふといへり、又ハ、伊弉諾
化生、生、自動の詞
ちがく、こゝ、よハ他動
玉用ひよる

尊、左の御手に、白銅の鏡をとモテ、大日靈尊を化生し、右
の御手にとモテ、月弓尊を生し、御首をめぐらして、うへ
りみ給ひ一間に、素盞烏尊を生①給②ひきどもいへモ、又
ハ、伊弉諾尊、日向の小戸の川にてみそぎしたまひーと

き、左の御眼をあらひて、天照太神と生し、右の御眼をあ
らひて、月讀尊を生し、御鼻をあらひて、素盞烏尊を生し
給ふ、どもいふ、日月神の御名も三ひき、化生の所も三あ
れバ、凡慮もうりがたし、又、おもてます所モ、一にも、高天
原と云ひ、二にハ、日の少宮と云ひ、三ふハ、我グ日本國古
きちり、八咫の御鏡をとモセましくて、我をみるゲご
とくせよと勅し給ひける事、和光の御誓もあゝけきて、
殊更にふうきみちあるべくれば、三所に勝劣の義をば
え奉りて、ひたゞるよいちんと申しこすひくれば、ゆる
すべーと宣ふ、よりて、天上にのぞます、大うもとぞろ
和光の御誓
和光ハ、智慧の光を深
くくくして、顯ハき
るをいよ
やらくれハ、追放の義
ちう、但、ハ日本紀
に様らまなう、古事記
よハ、禁、母神のまを根
の國ニ行き給ひけんと
て泣き給ひけん、父
神怒りて、遂にその國
へ逐ひやう給ふト

標註 神皇正統記 卷一

普及舎

に見えたり
ひたぢるへ一向の義

き、山岳ちり响えき、此の神の性たけきが、然らしむるに
ちん、天照太神おどろきま／＼して、兵の備を／＼で待ち
給ふ、彼の尊黒き心ちむとくへたま／＼、ゆ／＼ば、誓
約をちて、清き黒きうを知るべし、誓約の御中に、女
をうませば、きとなき心ちむべし、男を生ませを、きよした
心ちむんとて、素盞烏の奉らきゆ／＼八阪瓊の玉を取り
給ひ／＼うば、其の玉に感て、男神化生／＼給ふ、素盞烏尊
悦びて、^{正哉} _吾 ^勝 _{あきかちぬ}と宣ひ／＼、依りて御名を正
哉吾勝々速日天忍穗耳尊と申せり、是ハ古語拾遺の説に
ハ、素盞烏尊天照太神の御頸にかけ給へる、御統の瓊玉
をこひとりて、天の眞名井にありす、是をのみ給ひ
／＼うば先、吾勝尊うまれます、其の後、猶、四柱の男神生き

四柱の男神、柱ハ貴人
を數ふる時の称す、

トハ天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野櫛樟日命をいふ
めぐ／＼ハ慈愛の義なり
腋子、古語拾遺は、是以天照太神育吾勝尊、特甚鍾愛、常懷腋下、称曰稚子、今俗号稚子曰和可古、是其轉語也と見えたり
さま／＼の科、戮畔、埋溝、剥、逆剥、ちどりの罪をいふ

給ふ物ざねハ我グ物なれバ我ガ子ちりとて、天照太神
の御子になし給ふといひ、是ハ日本紀此の吾勝尊を
バ太神めぐ／＼とおが／＼、常に御脇もとにすゑ給ひし
うば、腋子と云ひき、今の世に、をさむた子をわう子と云
ふハ僻事ちり、かくて、素盞烏尊、猶、天上にま／＼けるが、は
ま／＼ぐの科を犯し給ひき、天照太神いうまで、天の石窟
にま／＼もり給ふ國のうちとこやくにありて、晝夜のわき
ま／＼なかりき、もう／＼の神たち愁へ歎き給ふ、其の時
諸神の上首にて、高皇產靈尊と云ふ神ま／＼き、昔、天
御中主の尊、三ち／＼らの御子ぬえ／＼ます長を高皇產靈
と云ひ、次をバ神皇產靈といひ、次を津速產靈と云ふと
見えたり、陰陽二神こそは、めて諸神を生し給ひ／＼に、

標註 神皇正統記上卷

たをうり、たゞ添辭ふ
てぢくりといふに同
ト義あり

日前の神、延喜式又紀
伊國名草郡日前神社
とある是ちう

直に天御中主の御子といふ事などつかない。此の三才を天御
中主の御子と云ふことハ、日本此の神、あめのやすらハ
紀にハ見えず、古語拾遺より此の神、あめのやすらハ
の邊にして、八百萬の神を集へて、相議り給ふ。其の子に、
思兼と云ふ神のたをうりにより、石凝姥と云ふ神を一
て、日神の御形の鏡を鑄一む。其のはじめ鑄たうり一鏡、諸
神の心にあす。是ハ、紀伊國日神にます次に鑄給ひ一鏡、うるを
あすましく。タキバ、諸神悦びあがめ給ふ。初ハ、皇居に、
今ハ、伊勢の五十鈴の宮。又、天の明玉の神をして、八阪瓊
玉をつくらしめ。天の日鷦の神をして、青幣、白幣をつく
らしめ。手置帆負彦狹知の二神をして、大峠、小峠の材を
切りて、瑞の殿をつくらむ。此の外、くさぐれどもあるちば。其の物、
既に備もうにうバ、天香山の五百箇の眞賢木を根こ

根こし、根をつけあが
ら振りともをいふ

蘿葛古今集の物名よ
さぐりごけとあるこ
れあり、この物與山な
らでハ生ひば、帶の如
く長きりのよて、乾
ても色青くして枯ま
ずとぞ

ゑうぐは、味樂の義な
り

トにおどて、上枝にハ、八阪瓊玉を取りかけ、中枝にハ八
咫鏡を取りうけ、下枝にハ、青和幣、白和幣を取りうけ、天
太玉命高皇產靈の子をもて捧げもたむ。天兒屋命津速
の子、或ハ孫とも云へり。をもて祈禱せむ。天鉢目命、真
興台產靈の神の子をもて。竹の葉、飫憩木の葉
辟の葛をかつらにし、蘿葛を禪にし、竹の葉、飫憩木の葉
を手草にして、著鐸の矛を持ちて、石窟の前にして、俳優
をもて、相共に歌ひまふ。又、庭燎をあきららして、常世の
長鳴鳥を集へて、音がひに長鳴せむ。是ハ、みち神樂の起
太神きこ一めにて、我ハ、此の比石窟にあくれ居モ、葦原
の中津國ハ、ちこやこをもん、いふに天鉢目命かくゑら
ぐうとた不して、御手を以て、細目にあけて見給ふ。おの
時に、天手力雄命といふ神、思兼の子磐戸の脇に立ち給ひ

標註不_レ皇正経言一卷

音ノ合

あくべなハ、今いふ
志水繩ちう
あくべなハ、今いふ
屋根命忌部の神、天太玉あくべをを日本紀にハ、端
ちり、註よハ、左繩端出也と云ふ、古語拾遺にも、出之繩と書け
日の御繩と云ひ、是日影之象もと云へり、引きめぐら
て、お歸モキ、そと申一上げるに、天始めて晴れて、
もろくともに相見、面みを明らかに白し、手をのべて
哥ひまひて、あきらきらるるあり、あま、おもしろ、古語に、甚
ありてあきらうに、ろきあり、あまたの、らる、かやけ、
さやけ、分明の義もと、竹の葉のこゑと云ふ
竹の葉のこゑと云ふ
千座の置戸とハ、罪を
贖ふべき種々の祓つ
物をのすべき臺を云
ふ
雲國大原郡斐伊とあ
る所もと
湯津のつま櫛といふ
の密うち櫛をいふ
八醜の酒幾度もと
へて、純酒とちう
たりとのをいふ
えりせるとハ帶び始
へるといふ事の古語
たう

とあり、一の少女をすゑて、かきもでつゝ泣きたり、素戔
烏尊たそと問ひ給ふ。我ハ是國神もと、脚摩乳、手摩乳と
云ふ、此の少女ハわざ子もと、奇稻田姫といふ、はたに八
箇の少女あり、年ごとハ岐の大蛇のために呑まきて
今此のをとめ、きとのまれんとすと申一けきバ、尊、我に
くきんやと宣ふ、勅のまことに奉ると申一くれば、此のを
とめを、湯津のつま櫛に取りなし、みづにさし、八醜の
酒を、八の槽にもよて待ち給ふに、もとて、彼の大蛇來
きり、頭、おの／＼一槽に入きて、呑み醉ひて、ねぶりたり
を、尊をうせし十握の劍をぬきて、寸々に切りつ、尾にい
そりて、劍の刃すこ一かけぬ、割きて見給へバ、一の劍あ
り、其の上に雲氣あり、それバ、天のむら雲の劍と名付け

標註 神皇正統記上卷

おくれんやとハ置く
べきよあすうの義
ち
清地、出雲風土記云、大、
原郡須我山々、本居
翁、今、の熊野神宮を
らんと云ふれ
大己貴神、古事記は、素
美鳥尊六世の孫とせ
せらる古語拾遺に據
り、うる直ニ御子と
古書に、魂の働きより
和魂、辛魂、奇魂、辛
魂ハ幸福を得る事を
主とし、奇魂ハ、奇異の
徳を以て、万事を識別
する事を主とすと云
ふ

（乙）日本武尊にいたりて、あつたれて草薙是、奇一きつる
の劔と云ふ、そきよで熱田の社にまひ、是、奇一きつる
神に奉々上げらきにたり、其の後、出雲の清地にいたり、
宮をたて、稻田姫と住々給ふ、大己貴神、大汝とを生ま
一めて、素盞烏尊ハ、遂に、根の國にいだま、ぬ、大汝神、此
の國にとゞまつて、大神にます天下を經營し、葦原の地
を領し給ひり、依りて、是を大國主神とも、大物主神と
も申す、其の幸魂、奇魂ハ、大倭の三輪の神にまひ
幡千々姫命にあひて、饒速日尊、瓊々杵尊を生ましめ給
ふ、吾勝尊、葦原の中州に下りますべうりを、御子生き
給ひりうば、彼を下すべーと申し給ひて、天上に留りま

（乙）まず、饒速日命を下し給ひー時、外祖高皇產靈尊、十種
の瑞寶を受け給ふ、瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劔一、生玉一、
死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮
一、こきぢり、此の尊ハ、ちやく神乃ア給ひにたり、凡、國の
主とて、くどー給ちざりーにや、吾勝尊下り給ふべう
りーときハ、天照太神、三種の神器を傳へ給ふ、後に又、瓊
々杵尊も受けまーくーに、饒速日尊ハ、こきを得給ハ
ず、然れバ、日嗣の神にちまーすさぬぢるべー、此の事、舊
説あり、日本紀 天照太神、吾勝尊ハ、天上にとゞまり給へ
ど、地神の第一ニにうぞへ奉る、其のうづめ、天下の主た
るべーとて、生き給ひーゆゑすや

第三代、天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも、皇孫とも申せり、皇

標註 神皇正統記上卷

教育書専賣所 普及舎

いつきめぐみとへ龜
愛の義ちう

新嘗ハ新穀を食す

儀式ちう

祖天照太神、高皇產靈尊につきめぐまくして、葦原の中州の主とちて、あまくだく給むんこしまひき爰に、其の國の邪神あきて、たやすく下り給ふあとかくアタクレバ、天稚彦と云ふ神をくどいて、見せ給ひしに大汝の神の女、下照姫にとつきて、返り事申け、三とせにちりぬ、依りて、名ちー雉をつかはして、みせられしを天稚彦射殺し、其の矢天上にのびりて、太神の御まへにあり、血ぬきたりされば、怪るゝ胸にあたりて死ふぬ。一に、天稚彦、新嘗して、ふせりくる胸にあたりて死ふぬ世に、返し矢を忌む、此の故ちり、らに又、くどさるべき神をえらむき。時、經津主命、櫛取の神、武甕槌神、鹿島神にま勅をうけて下すまく、出雲國に至り、もろせら

葛木の鷦よき、延喜
式云、大和國葛上郡鷦
都波八重事代主神
社二座
詠訪の神よます、延喜
式云、信濃國詠訪郡
方刀美神社二座
罪もへ、罪もせむ
り、誅伐さむるを云
ふ

剣をぬきて、地につきたて、其の上に居て、大汝の神よ太神の勅を告げあらし。其子都波八重事代主神、今のがれの鷦に相共にちとがひぬと申ぬ、次の子、健御名方刀美神、神よます。したがちずりて、逃げ給ひしを、詠訪の湖まで追ひて攻められしるバ、又一たびひぬかくて、もうろくの惡神をバ罪もへ、順へるをバ不めて、天上にのびりて、返し事申し給ふ、大物主の神、事代主の神、相共に八十萬の神を率みて、天にありす太神ごとに不め給ひて、よりらしく八十萬の神を領して、皇孫をまわりまつきて、返し下し給ひしり、其の後、天照太神、高皇產靈尊相計りて、皇孫をくだり給ふ、ハ百萬の神勅を承けて、御共につらへまつて、諸神の上首、三十二神あり、其の中に、五

部の神と云ふハ天兒屋命、中臣天太玉命、忌部天鉢女命、
援女石凝姥命、鏡作玉屋命、玉作^{アリ}、此の中ふも、中臣、忌
部の二神も、むねと神勅をうけて、皇孫をたすけまわり
給^{ハシ}、又、三種の神寶を^{ハシ}受けま^{ハシ}先あくめ、
孫に勅して宣く、葦原の千五百秋の瑞穂の國ハ、是吾子
孫可主之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天
壤無窮者矣、又、太神御手に寶鏡をもちたまひ、皇孫^{ハシ}さ
づけて祝ひて、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿以
爲齋鏡^{コモ}、^{ハシ}八阪瓊の曲玉、天蘿雲の劍を加へて、天
三種とす、又、此のかいみのごとくに分明ちるを以て、天
下に照臨したまへ、八阪瓊のひろびきる^{ハシ}がほどく、曲妙^{ハシ}
を以て、天下をあらしめせ、神劍をひきぬきて不順^{ハシ}もの
ひろびきるハシの誤

を平らげ給へと、勅^{ハシ}く^{ハシ}く^{ハシ}とぞ、此の國の神靈と
して、皇統一種、たゞ^{ハシ}くま^{ハシ}ますこと、まおとに、是の
勅に見えたり、三種の神器、世^{ハシ}傳ふる事、日月星の天に
あるにおち、鏡ハ日の體^{アリ}、玉ハ月の精^{アリ}、劍ハ星
の氣^{アリ}、ふうき^{アリ}ひあるべき^{アリ}や、抑、彼の寶鏡ハ、さ
き^{ハシ}小記せり、石凝姥命の作り給へり、八咫の御鏡、玉ハ
八阪瓊の曲玉、玉屋命^{天明玉}との作り給へる^{アリ}、劍ハ
素盞烏尊の得給ひて、太神に奉られ、蘿雲の劍^{アリ}、此
の三種につきくる神勅ハ、まほ^{ハシ}く、國をたもちますべ
き道^{アリ}べ、鏡を一物をたぐもへず、私の心^{アリ}くして、
萬象を照らす^{ハシ}、是非善惡のすぐ^{アリ}もきずと云ふ
とち、其のすぐ^{アリ}も^{アリ}がひて、感應するを徳^{アリ}、是

標註・**和皇正統言**一卷

普天舎

宗廟ハ伊勢神宮モさ
せり

正直の本源あり、玉ハ柔和善順を徳とす、慈悲の本源も
アリ、劍ハ剛利決斷を徳とし、智慧の本源あり、此の三徳を
翕むせ受けびしても、天下の治まること、まほどにう
たゞべし、神勅あきらかにして、詞約々に、むねひろし、
剝、神器にあくはたまへり、寂、うとだけうき事にや、中
少そ鏡を本とし、宗廟の正體とあふづき給ふ、鏡ハ明を
かくうちとせり、心性明らうあれバ、慈悲決斷ハ其の中に
あり、又、まきしく御影をうつし給ひし、ふうた御心
をぞとめ給ひくんうし、天にある物、日月よりあきらか
ちるハなし、依りて、文字を制するにも、日月を明とすと
いへり、我が神、大日の靈にましませバ、明徳を以て照臨
し給ふこと、陰陽におきて測りがく、冥顯につきてた

内外典、佛書を内典と
いふこと、前に註せ
りこれに對して儒書
其他の書を外典とい
ふあり

のみあり、君も臣も、神明の光胤をうけ、或ハ、まきしく勅
をうけし神達の苗裔あり、誰々、是をあふぎ奉らざるべ
き、此の理をほら、其の道にたるらずバ、内外典の學問
も、爰に極まるべきにあそ、さきど、此の道のひろまつべき事ハ、内外典流布の力ありと云ひつべし、魚をうる事
ハ、綱の一目によるれど、衆目の力ちくとバ、これを得
る事かときびごとし、應神天皇の御代より、儒書をひろ
められ、聖德太子の御時より、釋教をほりましに給ひし、
是きみも、權化の神聖にましませバ、天照太神の御心を
うりて、我ガ國の道をひろめ、ふくくに給ふあるべし、が
くて、此の瓊々杵尊、天降りましくに、猿田彦と云ふ
神參りあひて、是ハ衡のうりかぐやきて、日をあむする

權化とハ、佛が化身一
て、權よみ世に現ハ
れ来るといふ事あり

標註 神皇正統記 上卷

普陀舍

高千穂の穗觸の峰
今日向國臼杵郡知
鋪鄉ちりくわとも云ひ又
郡霧島山ちりさんとも
一説にハ大隅國曽喰そく
いふ大隅薩摩さつまハ古日
向の中なかりうちばか
くいも當あたぎつよ
ハあらず姑お二説を
存す

吾田の長狭なが�の御崎みさき
事記こときニハ、豊沙とよさの御崎みさき
と見えり、今之薩摩さつま
國阿多郡加世田の御
崎みさきあるべーといふ

神みくりに天あめの鉢女はつめの神行あひく、皇孫こうそいつく
ふる、いづりますべきと問ひたずバ、筑紫つくしの日向ひむかの
高千穂の穗觸の峰ほづきますべし、我ハ伊勢いせの五十鈴
の川上にいといとべしと申いわす、彼の神の申すすに穗觸
の峰みねにあすくだりて、あづまあづまり給たまふべき所ところをもとめら
れしに、事勝國勝じきくわと云ふ神は是これも伊弉諾尊いざなみの尊の御子みこ、參まいて、
わが居ゐたら、吾田の長狭なが�の御崎みさきちんよりからべきと
申いわくれば、其處そのところにすすせ給たまひく、茲こゝに山さんの神大山祇おおやまづみ
耶姬やけいと云いき、是は花木はなき二人ふたりをめめし見給たまひ、是は磐石妹いわいしめを木花開
ちみちみくううくううくれば返かへ一つ、妹めを留とどめ給たまひに、磐長姫いわながひ
くくみみくくて、我わをもめさまくく、世よの人ひとも命みのくく

あやめ給たまふあやめ
給たまふ意のり
黑くろ戸と室しつをいふ

くて、磐石いわいしのごくあらまま、只妹ただめをめめられば、生めらん
子こハ、木きの花はなのおとこくに散ちり落おちちんと、詛のひくふよ
りて、人の命めいハまどかくちまくまととぞ、木花開耶姬はなひらやけいめめされ
て、一夜よにももみぬ、天孫あめのこあやめ給たまひくくれば、腹はら立ちて無
戸と室しつをつつくくり、籠のり居ゐて、みづみづくく火ひををちちししに、三人さんじん
の御子みこ生うき給たまふう、不ふの不ふのむむううける時とき、生うれれまますすを
火闌降命ひらんこうめいと云いひ、火ひのちくくりりありありしに生うれれまますす、或も火
明命めいめいといいふ、後に生うれれまますすを火ひ々ひひ出だ見み尊そんと申いわすす、此この
三人さんじんの御子みこをを、火ひもややくくず、母めの神かみもそそくくれ給たまえ
すす、父ちの神かみ悦えびびままくく、此この尊そん、天下あまを治はめ給たまふ事こと
三十萬八千五百卅三年さんじゅうまんはちせんといへり、是よりきき、天上あまにあ
げげままくくすす、神達かみだつの御事ごじハ、年序ねんじゆをかどどせせたに

標註 神皇正統記 卷一

や、天地わうれり以来の事、幾年を経たりと云ふもぞ見えたる文也。

海の幸山の幸と八漁
獵て獲物あるを云
ふちり

第四代彦火々出見尊と申せり、御兄火闌降命、海の幸ます。此の尊ハ、山の幸まくり、ころもに相かへ給ひし、各其の幸まくりき、弟の尊の弓箭に、兄の釣鉤をうへ給へりをば返りつ、弟の尊、鉤を魚にくちれて、失ひ給ひくろを、あまがちにせめ給ひしに、せんすべりくて、海邊にはまゆひ給ひき、鹽土翁と前に見ゆ參りあひて、憐み申して、謀ごとをめぐらして、海神綿積命小童ともの所に送りつ、其の女を豊玉姫と云へり、天神の御孫にめでたてまつりて、父の神に告げてとくめ申りつ、遂に、其の女にあひ住み給ふ。三とせをうりて、故郷をたゞ

す御氣色ありられバ、其の女、父にいひあをせて、歸り奉る。大小のうろくづを集へて、問ひくろに、口女と云ふ魚病ありとて見えず。志ひて、めー出づきバ、其の口腫れたり、是をちぐりーに、失せふ。鉤をさぐりいでつ、一にハ、云ふ、又、此の魚ハ、よよ海神誠めて、口女、今より鉤くふゑりと云ふと見えり。海神誠めて、口女、今より鉤くふゑりとぞ。鉤くふなハ、鉤の餅を食ふ勿きあり。

俳優の民云々、日本紀一書云々、於是兄善懶鼻以諸堂塗面告其弟曰、吾汚身如此、永為汝俳優者、乃舉足踏行学其弱者之狀云々、自尔

及今曾無廢絕と見え

うふやと云ふ事も云
々産屋とうの羽を以
てふくら故の名とい
それつるハいうあ
らん尚子を産まん
為子造る屋ちれバ
といふ方穂ちりべ

たらば、海邊に產屋を作りて、待ち給へと申しき、ちと
て、其の妹玉依姫をひきみて、海邊に行きあひぬ、屋を作
りて鷦鷯の羽にてふりきしげ、ふきもあへず、御子生ま
れ給ふによりて、鷦鷯草薙不合尊と申す。また、產屋をう
ぶやと云ふ事も、うの羽をふきくら故ちりとさん、はて
も、產のとき、見給ふちと契り申し、をのぞきて見ま
くれば、龍にちりぬ、耻ぢ恨みて、我に耻せ給はずバ、海
陸をして相通じへどつる事をきづくとて、御子をす
てたきて、海中にうへりぬ、後に、御子のきづくとくま
しますことをきくて、あられまゆがめて、妹の玉依姫を
奉立て、やくちひまわらせくらとぞ、此の尊、天下を治め
給ふこと、六十三万七千八百九十二年といへり、震旦の

世のは、めをいへるに、萬物混然として相をなきず、是
を混沌といふ。其の後、軽く清きりのも天とあり、重く濁
きる物ハ地となり、中和の氣ハ人とある。是を三才と云
ふ、是すでハ、我が國の初をい。其のち、めの君、盤古氏、天
下を治むる事、一萬八千年、天皇、地皇、人皇といふ王、相
續きて九十一代、一百八万二千七百六十年、はきにあた
せて、一百十万七百六十年、是、一説實ハ明
に、開闢より獲麟に至るまで、二百七十六万歳とも云
へり。獲麟といふ書に、孔子の在世、魯哀公のときたり、日本の懿
徳にあときり、ちくづく、盤古のちくづく。この尊の御世
の末つうとに當るべき小や

第五代彦波瀬武鷦鷯草薙不合尊と申せり、御母豊玉姫

懿徳ある、懿徳天
皇三十二年二月廿日

の名づけ申しきる御名ちり、御姨玉依姫にとつきて、四
むらの御子をうまくめ給^{ひぬ}。彦五瀬命、稻飯命、三毛入
野命、神日本磐余彦尊と申す^サ。磐余彦尊を太子にたてて、
天日嗣をちん續びしめまくら。此の神の御代七十
七万餘年の程小や、もろこーの三皇の初、伏羲と云ふ
王あり、次に神農氏、次に軒轅氏、三代あをせて五萬八千
四百四十二年、一説にハ、一万六千八百二十七年、然らバ、
四百四十二年、この尊の八十萬餘の年^{よある}ちり、親
經中納言、新古今集の序を書くに、伏羲皇德^ヨ基^シて、四十
万年といへり、いづれの説によきるふら、覺束^{スル}きと
其の後に、少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、堯^{タメ}有虞氏、舜
と云ふ五帝あり、合せて四百三十一年、其の次に夏、殷、
周の三代あり、夏にハ十七主、四百三十二年、殷^ハ三十
主六百二十九年、周の世とちりて、第四代の主を昭王と

云ひき、其の二十六年甲寅の年までハ、周れたりて一百
二十年、この年ハ、昔不合尊の八十三万五千六百六十七
年にあときり、今年、天竺に釋迦佛出生^{トマツマ}。同ト
トき八十三万五千七百五十三年に、佛御年八十にて入
滅^ト給ひ^ト、りらこ^トハ、昭王の子、穆王の五十三年
壬申にあたれり、其の後二百八十九年ありて、庚申にあ
たる^ト、此の神かくれまくらぬ、すべて天下を治め
給ふ事、八十三万六千四十三年といへり、是より上つ
たを、地神五代とハ申すちり、二代ハ、天上にとまり給
ひ、三代ハ、西州の宮にてた不くの年をたくらま^ト。
神代の事ぢれバ、行迹たくらじ、昔不合尊、八十三万
餘年まくらに、其の御子磐余彦尊の御世より、俄に
五代、天照大御神、天忍
穗耳尊、彦火瓊々杵尊
音火々出見尊、櫛草尊
不合尊をいふ

標註 神皇正統言 上卷

普天閣

人皇の御代とありて、曆數もえぐくちうにくる事、うたがふ人もあるべき小や、はきど、神道の事にしてちうそがたし、誠に、磐長姫の詛ひくらまし、壽命も短くちうりくば、神のふるまひふくらむり、やぶて、人の代とちうりたり、天竺の説のごとく、次第ありて減ドたりとはみえず、又、百王まゝすすべーと申すめで、十々の百よハあらび、窮ちたを百こいへり、百官、百姓もど云ふにてあるべきちうり、むくし、皇祖天照太神、天孫尊にくどー給へる詔に、寶祚之隆、當與天壤無窮とあり、天地もむくしにあはくじ、日月も光をあらためず、いもんや、三種の神器世に現在し給へり、窮あるべくらむるハ、我ガ國を傳ふる寶祚ちうり、あふぎてたふとも奉るべきハ、日嗣をうけ給

ふ皇にちんじんむくまほの新編本の事の御子字頃
人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申す。後に、神武と名づけ奉きり、地神鷦鷯草葺不合尊第四の子、御母玉依姬、海神小童の第二の女ちうり、伊弉諾尊にも六世、大日靈尊にも五世の天孫小まゝす、神日本磐余彦と申すハ、神代よりのやまとおとをあり、神武ハ、中古とちうて、りろこの詞によりてけどめたてまつれる御名ちうり、又、此の御代より代ごとく小宮所をうつて、其所の名をやうて御名ともす、此の天皇をハ、橿原の宮とも申す是ちうり、又神代より、至りて尊きを尊と云ひ、其の次を命といふ、人の代とちうてハ、天皇とも號すたてまつる、臣下にも朝臣、宿禰、臣などいふ號出で來にたり、神武の御時より、
至りて尊きを云々、
と命とハ、共々、
訓トテ義ハ、うもる
こもう、但、
本紀より、まもる

標註 神皇正統記 卷一

はトまきることあり、上古にハ尊とも命とも兼ねて稱
トタリと見えたり、世くどりてハ、天皇を尊と申すこと
も見えび、臣を命といふ事もト、古語の聞きあれずち
きゆゑふや、此の天皇御年十五にて、太子みそち、五十一
にて、父の神にのぞりて、皇位につきしめ給ひきふ、今年辛酉
の歳ちり、筑紫日向の宮崎の宮にたまつけるが、先
の神達、たよび皇子、群臣にみことのりて、東征の事あ
り、此の大八洲ハ、皆こき王地あり、神代幽昧ちりしによ
リて、西偏の國にて、おなぐの年序を送られたりふま
ソ、天皇舟櫂をとくのへ、甲兵をあつめて、大日本洲にむ
クひ給ひきふ道のついての國々を平らげ、太倭に入りまき
んとせしに、其の國よ、天の神、饒速日の尊の御子、宇麻志
道のついての國々 豊
國安藝吉備等の國々
をいふ

間見命といふ神あり、外舅を長髓彦と云ひ③、天神の御
子、兩種あらんやとて、軍をおこして、ふせぎたてまつひる、
其の軍こもくして、皇軍レバ利をうしむひ又、邪神
毒氣を吐きしりバ、士卒皆病ミふせり、茲に天照太神、健
甕槌の神をして、葦原の中津洲シロさわぐ音す、汝ゆきて、を
ひらげよとみおとのうしたまひふ、健甕槌の神、申し給ひ
くるハ、もうし、國をたひらげしときの劍あり、かまきを下
けばおのづうたひらぎんと申して、紀伊國名草の
村に、高倉下尊と云ふ神ミめりて、此の劍をうてまつ
りくきバ、天皇ヨウラこび給ひて、士卒のやみふせりく
も、もなたきぬ、又、神魂命の孫、武津之身命、大鳥とちりて
軍の御け船につきひまつひる、天皇不めて、ハ咫鳥と號ヒメ

標註 神皇正統記上卷

講義會所 普及舎

たまふ又、金色の鷦^{セキジ}くどりて、皇弓のをすに居たり、其のひうり、てりうりやうり、是によりて、皇軍大にうちぬ、宇麻志間見命、其の舅のひがめるこうろを知りて、たをりアテ殺一^トつ、其の軍を率ゐてあとがひ申一にうり、天皇、ちちりどいたましくて、天よりくどまる神劍をほづけて、其の大勲にあたふとぞ宣^{アハシ}せりる、此の劍をバ、豊布都の神と號す、初ハ大和の石上にましくき、後ふも常陸の鹿島の神宮にまします、彼の宇麻志間見命、又、饒速日尊、天降りーとた、外祖高皇產靈尊、はづけたまひー十種の瑞寶を傳へもうりうるを、天皇了なでまつ^{アハシ}天皇、鎮魂の瑞寶ちりしタバ、其の祭をもじめうきにき、此の寶をもすちはち、宇麻志間見にあづけたまひて、大和

鎮魂舊事紀 二、神武天皇元年十一月庚寅、宇摩志麻治命初齋瑞宝奉為帝后鎮祭御魂新

請書^{アハシ}昨其鎮魂之祭、自此而始矣と見えうり、この祭ハ毎年十一月中寅の日^ト行ハれぬ

樺原ハ高市郡

わいどめハヨキタニエの音便^{アハシ}にて分別の義うり

靈時ハ祭の庭うり、鳥見山ハ城上郡と宇陀郡との界^{アハシ}あり

のいそのうみに安置す、又、布留と號す、此の瑞寶を一づよびて、兜文をしてふる事あるにれるるるべし、かくて、天下ことぐくたひらぎにしきバ、大和國樺原のみやみをほどめて、官づく^{アハシ}す、其の制度、天上の儀のと^{アハシ}天照太神より傳へたまへる、三種の神器を、大臣に安置し、床を同く^{アハシ}ます、^{アハシ}皇宫、神宮一ちりし^{アハシ}バ、國々の御調物をも、齋藏に納めて、官物、神物のわいだめぢりき、天兒屋命の孫天種子命、天太玉命の孫天富命、專神代のト^{アハシ}め、辛酉のと^{アハシ}、からこ^{アハシ}の周の世、第十七代にあくる君、惠王の十七年うり、五十七年丁巳ハ、周の二十

標註 神皇正統記上卷

教育書籍出版社 普及舎

一代の君、定王の三年にあされど、今年老子誕生ナシタキハ道教の祖アリ、此の天皇、天下ををはり給ふこと、六年一百二十七歳ヒヂマニまーき

孔子、名ハ丘、字ハ仲尼、魯の人アリ、初魯の定公哀公より事ハゲ事によりて之を辯スル、その學を以て四方に將

第二代、綏靖天皇、是より、和語の尊神武第二の御子、御母ハ輔五十鈴姫、事代主の神の女アリ、父の天皇かくれまして、三年ありて即位タマフ、庚辰ヒキのとーなり、大和葛城高岡の宮にまサシ、二十二年庚成セイジンのとし、もろこの周の二十三代の君、靈王の二十一年より、今年、孔子たんドやうナシ、是より、七十三年までたはタクタク、儒教をひろめらル、此の道ハ、むきーの賢王、唐堯、虞舜、夏のをトメの禹、殷の堀タケシマ、湯、周の毛モの文王、武王、周公の國を治めたとをちでとまひー道まれハ心を正タクくし、身を

ちふくし、家ををはり、國坂カシマをさめて、天下におよびすを宗とハシ、けれど、ふとある道ふをもあくねども、すゑの世とありて、人不正ハシタにちよタいゑよ、その道坂カシマをちめて、儒のきハシタへをたてらル、あり、天皇、天下ををきめたまふこと三十三年、八十四歳ヒヂマニまーき

第三代、安寧天皇ハ、綏靖第二の御子、御母ハ五十鈴依姫、事代主の神の孫アリ、辛卯の年即位、大倭の輕の曲峠の宮に位、大和の片鹽浮穴の宮にまサシ、天下城タカシマをきめたまふこと三十八年、五十七歳ヒヂマニまーき

第四代、懿德天皇ハ、安寧第二の子、御母ハ渟名底媛、事代主の神の孫アリ、辛卯の年即位、大倭の輕の曲峠の宮にまサシ、天下を治め給ふ事三十四年、七十七歳ヒヂマニまーき

まーした

第五代、孝昭天皇ハ、懿德第一の子、御母ハ天豐津姫、息石耳命の女ちり、父の天皇かくれまーて、一年ありて、丙寅の年即位、大倭の披上池心の宮にまーます。天下がをさめたまふこと八十三年、百四歳おはーまーき

第六代、孝安天皇ハ、孝昭第二の子、御母ハ世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲の女ちり、乙丑のごー即位、大倭の秋津島の宮にまーます。天下を治めたまふこと一百二年、百二十歳おはーまーた

第七代、孝靈天皇ハ、孝安の太子、御母ハ姊押姬、天足彦國押人命の女ちり、辛未の年即位、大倭の黒田廬戸の宮にまーます。三十六年、丙午にあとろく、どうもーの周の

秦の始皇即位、これ天皇七十年に當まり、曰十五年とあるハ、暗記の誤ちるべ一三皇五帝ハ、黃帝、顓頊、堯、舜、禹び燧人氏、伏羲氏、神農氏をいふ
此の事異朝の書云々、歐陽全集日本刀の歌に、徐福行時書未焚、遺書百篇今尚存と見えたり、ことをほせら
國滅びて秦にうつりき、四十五年乙卯、秦の始皇即位、此の始皇仙方をひのいて、長生不死の薬を日本にもとむ。日本より、三皇五帝の遺書を、彼の國にもどりしよ、始皇ことぐく之を送る。其の後、三十五年ありて、彼の國、書をやき、儒を埋みにられバ、孔子の全經、日本にとくまることへり、此の事、異朝の書にのせり、我が國よハ、神功皇后、三韓をたひらげ給ひしより、異國に通ト、應神の御代より、經史の學つゝまれりとぞ申ーちるハーたら、孝靈の御時より、此の國に文字ありとハきりぬことぢれど、上古の事ハたゞにあらーとづめばるよや、應神の御代にわざきる經史だふも、今ハ見えず、聖武の御時、吉備大臣入唐ーて傳へり。本こそ、流布したきば、此の御

標註 神皇正統記上卷

君子不死の國、後漢書
東夷傳より、東方有君子
不死之國とあり

代よりつたへりんふとも、あまがちようたがふまづき
にや、凡此の國をば君子不死の國ともいふちり、孔子世
の亂きくるあとをもげきて、九夷よをもんと宣ひく、
日本も九夷の其の一ちるべし、夷國にハ此の國を東夷
とく、この國よりハ、又彼の國をモ、西蕃といへるがごと
し、四海と云ふも、東夷、南蠻、西羌、北狄あり、南ハ、蛇の種ち
きバ、虫をしたがへ、西ハ、羊をのゝ牧ふちれバ、羊をした
がへ、北も、犬の種ちれハ、犬をしたがへきり、只ひがへハ、
仁ありていのちちがへ、よりて、大弓の字をしたがふと
云へり、孔子のときすく、おもとの事をありたまひくれ
バ、秦の世小通トクンことあやしむにたりぬことにや、
此の天皇、天下城をはじめ給ふ事七十六年、百十歳おも
まーき

第八代、孝元天皇ハ、孝靈の太子、御母ハ細媛、磯城縣主の
女ちり、丁亥のこー即位、大倭の輕の境原の宮にまーす
す、九年乙未の年、やろこーの秦不ろびて漢にうつりき、
此の天皇、天下を治め給ふ事五十七年、百十七歳おも
まーき

大矢口宿林
内色許男伊迦賀
色許賣孝元妃
内色許賣孝元皇后
大綜麻杵伊香色
謎開化皇后

第九代、開化天皇ハ、孝元第二の子、御母ハ鬱色謎姫、穗積
の臣の上祖鬱色雄命の妹ちり、甲申の年即位、大倭の春
日率川の宮にまーます、天下を治めたまふおと六十年、
百十五歳おけまーき

第十代、崇神天皇ハ、開化第二の子、御母ハ伊香色謎姫ハ
孝元の妃とちりて、彦太忍信命をうめり、大綜麻杵命の女ちり、甲申の年即

標註 神皇正統記上卷

卷之三

普及舍

神代の鏡造云々
齋部氏家牒、天富命
六世孫玉樹命、小狹槌
命子石凝姥命、八世孫
蘿津足命、足月陰命子
天日一箇命、八世孫國
振立命、國振別命子勲
更鑄八尺鏡、造八束劍
神籬ハ、神を齋ひ祭る
為守身御靈是至天津日嗣
神璽鏡劍是也と見
えたり
神籬ハ、神を齋ひ祭る
料に、神の枝をたてめ
ぐら一たう所あり

位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまします。此の御時、神代を
らること、世ハ十つき、年ハ六百餘にちりぬ、やうやく、神
威をむそき給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉より、此の己丑まで
九年うち、神代の鏡造石凝姥の神の初子をめして、鏡
をうつて鑄しめ、天目一箇の神の初子をして、劍をつく
らむ。大和の宇陀の郡にして、此の兩種をうつてある
ためられき、これを護身の靈として、同殿に安置す。神代
よりの寶鏡、および靈劍をば、皇女豊鋤入姫命につけて、
大倭笠縫の邑といふところに、神籬を建て、あがめ奉
らる。こきより、神宮、皇居、各別にちれり、其の後、太神の教
ありて、豊鋤入姫命、神體を頂戴して、所々をめぐり給ひ
くら、十年の秋、大彦命を北陸につうち、武渟川別命を

開拓ト彦坐ト遺主
仕那リ國使この時の
使者ハ、蘿那局此知ま

東海に、吉備津彦命を西道に、丹波の道主命を丹波につ
うち。俱に印綬を給ひて將軍とす。將軍の名初天皇の
叔父武埴安彦命、朝廷を傾くんとぞりりけきバ、將軍等
をもどめて、先追討せしめつ、冬十月に將軍發路す。十一
年夏、四道の將軍、戎夷を平らげゆるよ。復命し、六十
五年秋、任那の國使を差して、御貢を奉る。筑紫を去るこ
い天皇、天下を治めたまふこと六十八年、百二十歳おも
います。

第十一代、垂仁天皇ハ、崇神第二の子、御母ハ御間城姫、大
彦命孝元の御子の女ちり、壬辰の年即位、大倭の巻向の珠城
の宮にまします。おの御時、皇女大倭姫命、豊鋤入姫にら
えりて、天照太神をいつき奉る。神のをへるより、猶、國

千木高知ハ宮殿の社
太ちうを云ひ下津磐
根に云々ハ柱を地下
堅固すたつるをいふ

々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢の國度
會郡五十鈴の川上に宮所をしめ、高天の原より千木高知
り、下津磐根に大宮柱太敷立て、おづまりまくぬ。
此の所ハ、むろし、天孫あまくどうたりたまひーとき、猿田彦
の神まわりあひて、我も、伊勢の國狹長田の五十鈴の川
上にいざらべーと申しこころちうり、大倭姫命、宮所
をくづねたまひーに、太田命といふ人、又ハ興玉まわり
あひて、このごろ城をへ申しき、おのみことハ、むろ
一の猿田彦の神の苗裔ちうりとぞ、かくて、中臣の祖、大鹿
島命を祭の主とす又、犬幡主といふ人を、太神主にちう
給ふ、是より、皇太神とあづめ奉りて、天下第一の宗廟に
きります、此の天皇、天下を治め給ふ事九十九年、百四十

歲おもゝまーき

熊襲今の紀後の球麻
郡大隅増嘗郡ちどハ、
この人種の住いい
地あそんといふ

第十二代、景行天皇ハ、垂仁第三の子、御母ハ日葉洲媛、丹
波道主王のむすめちうり、辛未の年即位、大倭の纏向の日
代の宮にまします、十二年秋、熊襲そむきて貢奉らず、八
月に天皇筑紫よ幸こりて、これを征い給ひふ、十三年夏こと
くくたひひげて、高屋の宮にまします、十九年秋、筑紫よ
り還りたまひふ、二十七年秋、熊襲又反きて、邊境をおうく
り、皇子小碓尊御年十六、幼より、雄略の氣まよて、容貌
魁偉、身の長一丈、力能く鷹をあげ給ひいくば、熊襲をう
たしめ給ひふ、冬十月に、ひそらふかの國にいざり、奇謀を
以て、其の梶帥取石鹿文と云ふものを殺ひく、梶帥不
め奉りて、日本武と名づけ申しこう、ことくく、餘黨を

たひらげてうへり給ひ、所々にして、あまの惡神を
ころしつ、二十八年春、かへり申し給ひ、天皇、其の功
城不めてめぐみ給ふこと、諸子にことあり、四十年夏東
夷おにくそむきて、邊境をさわびたりと云々、又日本
武の皇子をつくり、吉備の武彦大伴の武日を左右の
將軍として、あひそへしめ給ひ、十月、枉道して伊勢の
神宮ひまうで、大倭姫命にまわり申し給ひ、彼の命、神
劍をちづけて、つゝりめ、ちおこりそくをへ給ひ
くら、駿河にいりて、賊徒、野に火をつゝて害し奉んこ
とををうりくら、火のいきやひまぬれざりと云々、
に、ちうせら蓬雲の劍をもづくらめきて、うとくの草
をちだちひ、是より名をあらとめて、草薙の劍と云ふ。

又、火うちをして、火いどてむりひ火をつけて、賊徒を
焼きあろはれふき、是より、船に乗り給ひて、上總にいく
り、轉て陸奥國に入り、日高見の國そのところにいたにいた
モ、あとぐく、蝦夷を平らげ給ひ、へりて常陸を經、甲
斐にこえ、又、武藏上野を經て、碓日阪にいりて、弟橋姫
こいひし妾わらわをしのび給ひ、上總へわたりし時、風波あ
事紀によきたり、古いんとて海に入りて、東南の方を望みて、吾嬬者耶わらわ耶わらわと
しより、山東の諸國をあづまといふより、是より、道を分
け、吉備の武彦をバ越の國につらうして、不順のりの城
たひらげしめ給ひ、尊ひハ、信濃より尾張に出でたまひ
が、かの國に宮簣姫といふ女あり、尾張の稻種の宿禰の
妹めい、此の女をめして淹なまく留のめ給ひあひど、五十
妻の義よして、もやり
歎息の辞あり
越の國は、今、北陸道とう

標註 神皇正統記 上卷

普天閣 舍

小蛇、古事記より、白猪
ユアヒ給へりとす
し、日本紀にハ、大蛇と
見えり

昔の山に荒神ありと聞えりれば、劍をバ、宮簀姫の家に
とどめて、徒よりいです。山神化して小蛇にちりて、道
によこたむきり、尊又おえて過ぎたまひしに、山神毒氣
をはきりるに、御心みぞれにくり、さきより、伊勢にうつ
モ給ふ能褒野と云ふところふて、御やまひもちもどし
くちりにされば、武彦命をして、天皇よ事のよーを奏し
て、終よかくき給ひぬ、御年三十より③、天皇、きよしめし
て、うちもーき給ふ事うぎりちく、群卿百寮にあふせて、伊
勢國能褒野にをけめたてまつられしよ、白鳥ごちりて、
大倭の國をさりて飛び、琴彈原といふ所にとどま。其
の所に、又陵をうどめらましげ、又、飛びて河内の古市ふ
とどまる。其のとあろに、まと陵をうどめらきしうど、白

鳥まと飛びて天にのぼりぬ、依りて三の陵あり、かの草
薙劍ハ宮簀姫あらめ奉り、尾張にとどまり給。今の中
田の神にまーすす、五十一年秋八月、武内宿禰を棟梁の
臣とす。五十三年秋、小碓尊の平々一國をめぐりみげ
んやとて、東國に幸ー給。十二月に、あづまよりうへり
て、伊勢の綺の宮をまーます。五十四年秋、伊勢より大倭
にうつり、纏向の宮に歸り給。天下を治めたまふこと
六十年、百六歳たまーき

第十三代、成務天皇ハ、景行第三の子、御母ハ八阪入姫、八
阪入彦皇子(崇神の)の女ちり、日本武尊、日嗣をうけ給ふ
べくアリに、世話をやくまーくーうバ、此の帝立ち給
ふ。辛未の年即位、近江の志賀の高穴穂の宮にまーす

標註社皇山経言一卷

音及舍

神武より十二代も大倭の國にま／＼たゞき景行天皇の末
つゝく、此の高宍穗にま／＼し、この時もトみて他
とも、けどまきる皇都ふらあらじ、是に初
國にうつり給ひぬ三十年の春、武内宿禰を大臣と大臣の號
まきる四十八年の春、姪の仲足彦尊日本武尊の御子日本武尊をたて、
皇太子とし給ひぬ、天下城を始めたまふこと六十二年、
百七歳ひさじま／＼ました

第十四代、第十四世、仲哀天皇ハ、日本武尊第二の子、景行
の御孫ちり、御母も兩道入姫、垂仁天皇の女ちり、大祖神
武より第十二代景行までハ、代のま／＼に繼體いたま
日本武尊、世をもやくし給ひしにようて、成務是をつぎ
給ひぬ此の天皇を太子としゆづりま／＼す／＼より、代
と世とからむるとは、まます、是よりハ世を本と記し奉

きりくー雄略記
端麗を訓みり

るべきちり、代と、世とハ、常の義差別ちり、おれども、お
んためよ、書き分く、但、字書ふもそのいをきちに
あらざ、代ハ更の義ちり、世ハ周禮の註に、父死ふて子立
つをせと云、此の天皇、御うたちいとき、御た
ふとあり、此の天皇、御うたちいとき、御た
け一丈ま／＼り、壬申の年即位、此の御とき、熊襲又
反亂して朝貢せず、天皇軍をめりてみづくら征伐のた
め筑紫にむりひ給ひぬ、皇后息長足姫尊ハ、越前の國筈飯
の神にま／＼で、それより北海をめぐりて行きあひ給
ひぬ、こゝに、神ありて皇后にかたうてまつる、是より、
西に寶の國あり、打ちてま／＼へ給へ、熊襲ハ小國ちり、
又伊弉諾、伊弉冉のうミ給へり、國あきバ、うさざとく
終にハちとがひ奉りあんとありすを、天皇うりびひ給
はず、事ちとすて檣日の行宮にしてうくれたまひぬ、長

標註宋皇正統言一卷

音不舍

標註	宍戸ハ長門の旧名ト り
開化天皇—彦坐王	「山代之大筒木真若 王」
迦趺米雷王	
息長宿祢—神功皇	
后	

不皇正統言上卷
普及告

め給ふ事九年、五十二歳ヒサシも一まゝき
第十五代、神功皇后ハ、息長宿禰の女、開化天皇四世の御
孫ちり、息長足姫尊と申せり、仲哀たゞく皇后とし給ひ
き、仲哀、神のをノへによらず、世をもやくし給ひ、ノバ、
皇后いきご不モまノて、七日ありて、別殿をつくり、齋ミ
こもらせ給ヒヌ、此の時、應神天皇はノまきはせまノく
たり、神クよりてハまノの道をノへ給ヒヌ、この神ハ、
表筒男、中筒男、底筒男ちりとちん名のノ給ひクル、是ハ
昔、伊弉諾尊、日向の小戸の櫓が原にみそぎノ給ひクル、是ハ
化生しまクル神ちり、後ヨハ、攝津の國住吉にいつか
きつまム神これあり、かくて、新羅、百濟、高麗ヒこの三ヶ國

ふ、正ハ新羅にうきるべき、辰韓、馬韓、弁韓をすべて新羅といふちり、志々れど、ふるくより、百濟、高麗とくちへて三韓といひをうちもくへ給ひき、海神、うちもく城あらむ、御船をはくして守り申し、りば、思のびとく、かの國をひらげ給ひぬ、神代より、年序久しくつもれり、に、かく、神威をあらむし給ひたり、はて筑紫にうへりて、皇子を誕生し給ひぬ、應神天皇よてますす、神の申し給ひしによりて、是を胎中天皇らを申す、皇后攝政にて、辛巳の年より天下をつかせ給ひぬ、皇后未筑紫よまゝよーー時、皇子の異母の兄、忍熊王謀叛をおこして、禦ぎ申しんとしられバ、皇子をバ、武内大臣にいたりせたてまつり、紀伊の水門につけ、皇后ハ、すぐになに難波につき給ひて、程ちく、其の亂をたひらげらきにき、皇子、おごろみ給

皇子を誕生す、天皇の
崩御ハ九年二月に一
て、皇子の誕生ハ十二
月あり

標註 神皇正統記 卷

普及舎

彼の國云々
大矢田宿を留めて
鎮守將軍と一給ひ
倭國の女王云々、この
こと、我が國史を見た
ず、或ハ無體などの、自
王と称して使をつか
えせるものあらば

ひーうバ、皇太子とす、武内大臣、專朝政を輔佐し申しけ
ど、大倭の磐余稚櫻の宮にまします。是より、三韓の國、年
ごとに御調をそちへ、此の國よりも彼の國に鎮守のつ
くはをおうれしうバ、西蕃相通じて國家ともはうども
りき、又もろこへえ、使をつうむさきくらふや、倭國の
女王、遣使來朝すと後漢書にみえくら、元年辛巳の年ハ、
漢の孝獻帝二十三年にあくる漢の代は、よりて、十四
代と云ひ一時、王莽といふ臣、位をうぢひて、十四年あり
き、其の後、漢にうへりて、又、十三代孝獻のとき、漢ハ滅
びゆき、此の御代の十九年己亥に、獻帝位をうりて、魏の
文帝にゆづらる。是より天下もつにわうきて、魏蜀吳と
ちり、吳も東によきる國なれば、日本の使も、先通トクル
まーだ

道々のたくま云々、應
神天皇の朝より、綾工女
を求め、雄略天皇
の朝に漢織、吳織ち
をめ一給ひることも
ぞいふ

にや、吳の國より、道々のそくまよどまてもわざはきき、
又、魏の國ふも通ぜられたりとみえたり、四十九年乙酉
といひ一時、魏又滅びて晉の代にうつりゆき、蜀の國ハ
未に魏のために不ろだとき、吳ハ、魏よりのちまであ
りしが、應神十七年辛丑、晉のため不ろほされゆき此
の皇后、天下を治めくまふこと六十九年、一百歳おけ
まーだ

第十六代、第十五世應神天皇ハ、仲哀第四の子、御母ハ神
功皇后ちり、胎中の天皇とも、又ハ、譽田天皇ともちづけ
奉る。庚寅の年即位、大倭の輕島豐明の宮にまします。此
の時、百濟より博士をめし、經史をつゝへらる。太子以下
是を學びちりひき、此の國に、經史および文字城もちふ
る事ハ、これよりは、まますとぞ、異朝の一書の中に、日
本紀云々

標註 神皇正統言上卷

普天閣

異朝の一書云々
太平御覽に魏志を引
きて、神武天皇、吳太
伯の後もりことを云
へり、されど、今、の魏志
ヨハ此の事ちり、僧圓
月林、羅山等の説も、此
エ基きよりうり、僻説も
ハシテ、辯せられ
たりが如し、すこ後紀
大同四年二月辛亥勅
倭漢總應帝譜圖、天御
中主尊標為始祖、至如
魯王吳王高麗王漢高
祖命華、接其後裔、倭漢
雜種敗北天宗愚民迷
人等所滅皆進、若有挾
情隱匿者不進者、事
寃之日必處重科と見
えり、又弘仁私記序
2、更有帝王系圖書云
或到新羅高麗為國王
或在民間為帝王有因

本ハ、吳の太伯ヶ後もりといへり、返々あくまぬことな
り、もうし、日本も、三韓と同種もりと云ふ事のありしが、
彼の書を、桓武の御代より焼きしてらきり、天地ひら
けて後、素盞烏尊、韓の地にいゝて給ひきもと云ふこと
あれバ、かもの國々も、神の苗裔もんほとぬもがち
くろそもるきにや、そきす、昔よりもちひける事ちり、
天地神の御末もきばむにしり、代くされる吳の太伯ヶ
後もるあるべき、三韓震旦に通ドてより以来、異國の人、
ふなく此の國に歸化一き、秦のすゑ漢の末、高麗、百濟の
種、ちりぬ蕃人の子孫もきりて、神皇の御すゑと混亂
せりによりて、姓氏錄といふ書をもつくられき、そきも、
人民にとりての事ちりべし、異朝にも人の心まちく

茲延暦年中下首諸國
今焚之、而獨在民間也
と見えり、共にこの
章に參照すべし

姓氏錄、弘仁六年萬多
親王の撰えり、姓氏を
分りて、神別、皇別、諸蕃
の三類とせられたり

ちりきバ、異學の輩の云ひ出だせる事、後漢書よりぞ、此
の國の事をバあくまくあるせむ、符合したることもあ
り、又心得ぬこともあるにや、唐書ふも、日本の皇代記を、
神代より光孝の御代まであくまうにのせり、はても
此の御時、武内大臣、筑紫ををきめんためよ、彼の國につ
くられたれりに、弟の讒によりて、すでに追討せりきし
を、大臣の僕真根子と云ふ人あり、かゝち大臣に似たり
クれば、相うちりて誅せり君大臣ハ、忍びて都にまうで
、科ちきよをあきらめられゆき、上古神靈のあらう、
一すせ給ハげらべき、天皇、天下を治めたまふふと四十
一年、百十一歳おも一まき、欽明天皇の御代に、もとめ

第八、甘美内宿称えり

標註
不_レ上終言一卷

肥後恐らくハ豊前の地
誤ちん菱形の池
豊前まればより

託宣ありき孝謙天皇
天平勝寶元年十一月
己酉八幡大神託宣向
京と續日本紀ニ見え

て神とあくはきて、筑紫の肥後の國、菱形の池といふ所よ
あくをれ給ひ我ハ人皇十六代、譽田の八幡丸ちりとの
給ひき、譽田ちりとの御名、八幡ハ垂迹の跡ちり、後に、豊
後國宇佐の宮に志づまり給ひ一ヶ、聖武天皇東大寺を
建立の後、巡禮一給ふべきよ託宣ありき、依りて、威儀
をとくのへて迎へ申けらる。又神託ありて御出家の儀あ
りたやがて彼の寺よ勸請したてまつらる。されど猶、勅
使ちきバ宇佐にまわりき、清和の御時、大安寺の僧行教
宇佐にまうでたてりに、靈告ありて、今の男山石清水
にうつりましまく。爾來、行幸も奉幣も石清水にあり、一
代一度宇佐へも勅使をたてまつくる。むろし、天孫あま
くだり給ひーとき、御供の神ハ百萬ありき、大物主の神

あくがへて天への不れりーも、八十萬の神といへり、今
までも、幣帛を奉らるゝ神、三千餘坐ちり、志くるに、天照
太神の宮にちりびて、二所の宗廟とて、八幡をあふぎ申
はるゝこと、寂たふどた御事ちり、八幡と申す御名ハ、御
託宣に、得道來不動法、性示八正道垂權迹、皆得解脱苦衆
生、故號八幡大菩薩とあり、八正也ハ、内典に、正見正思惟
正語正業正命正精進正定正惠是を八正道といふ。ば不
よそ、心正ちきバ身口ハおのづう清まる、三業に邪ち
くして、内外真正ちりを諸佛出世の本懷とひ神明の垂
迹も、すこ是がためちるべし、まと八方に八色の幡をこ
つるふとあり、密教のちりひ、西方阿彌陀の三昧耶形な
り、その故にや、行教和尚にハ、彌陀三尊の形にてえは
密教ハ真言宗をいふ

密教ハ真言宗をいふ

せ給ひくり、光明袈裟の上にうつせま／＼を頂戴して、男山に安置し申しけるとぞ、神明の本地をいふ事ハ、たゞうちぬたぐひお不^トくきど、大菩薩の應迹もむりしより、あきらかに證據たりまするや、或ハ又昔於靈鷲山說妙法花經とも、或も彌勒ちりとも自在王菩薩ちりとも託宣したまふ、中にもハ正の幡をたて、八方の衆生を濟度し給ふ本誓、よくく、思ひ入りてつゝうまつるべきにや、天照太神も、唯正直をのみ御心といたまへる、神鏡を傳へま／＼一事のむこうハ、はきよも志るゝぬまく、雄略天皇二十二年の冬十一月小伊勢の神宮の新嘗のまつで、夜ふけてかゝへの人々まゝりいで、後、神主物忌らぐりとぶりたり／＼

に、皇太神、豐受の太神、倭姫命にうて、託宣し給ひ／＼ふ人をすうちち天下の神物ちり、心神をやぶる事ちるゝれ、神もたらすに祈禱を以てはきとし、冥ハ、くもふるに正直を以て本とすとあり、同二十三年二月に、はきねて託宣し給ひ／＼に、日月ハ四洲をめぐり、六合をしてすといへども、正直の頂をてらまべきちり、はれ巴、二所宗廟の御心をちるんと思ひ、唯正直をはきとすべきちり、凡、天地のあひど、ありとある人、陰陽の氣をうけたり、不正にして、ハたつべ／＼に、此の國ハ神國されば、神道にたがひてハ、一日も日月をいく／＼まづきいをきちり、倭姫の命、人よをへ給ひくりハ、黒き心ちくして、丹心をもちて、清く潔く齋み慎み、左の物哉右に

古の聖人云々中庸の語

うつはらず、右のりのを左にうつきずして、左を左とし、右を右とし、左にうへり、右ふめぐることも、萬事たゞふ事ちくして、太神につくうまつれ、元々本々の故ちくとちん、誠ふ、君に仕へ神よつゝへ、國を治め、人誠をへんおさそがるべーとぞむゆる、少一のとも心よゆるす所あれバ、おほきにあやまる本とちく、周易に、霜を履みて堅冰よ至ると云ふこと哉、孔子釋して宣く、積善の家に餘慶あり、不積善の家にハ餘殃あり、君を殺すことを、一朝一夕の故よ阿らずといへり、毫釐も、君をゆらうせよする心をきばすものを、必亂臣とちく、芥蒂も、親をおろそくにまくからずありのとばくして賊子とちく、此のゆゑに、古の聖人、道ハ須臾もをちくべう

うじ、も見るべきハ道にあらずと説き、但、其の末をわ
まちびて、源をあきらめばれば、事にのぞいて覺えばる
あやまつて、其の源と云ふも、心よ一物をたくちへざ
るをいふ、志ふも、虚無の中にとぶまくべううじ、天地あり、君臣あり、善惡の報、影ひよきのこと、おのきが欲を
すて、人を利すらをけたうて、境々に對すること、鏡の
物をてらまがおとく、明々としてますをざらんを、まことの正道と云ふべきにや、代々たまきとて、みづからいやーむべううじ、天地のはづめハ今日を始とする理あり、おののくちうじ、君も臣も、神をほることぞからず、つねに、冥の知見をうへり、神の本誓をきくうて、正に居せんことを心ぎし、邪ちうん事を思ふべー

標註神皇正統記 卷

音不舍

第十七代、仁德天皇ハ、應神第一の子、御母ハ仲姫命五百
城入彦皇子景行の御子の女ちり、大鷦鷯尊と申す。應神の御
時、菟道稚郎子と申す。ハ、寂末の御子にてましく
兄の太子達云々、皇兄
大山守命皇太子を般
一奉りて天下を得ん
ともうられーをいふ

を、うつくし給ひて、太子にたてんとおどりめしり。
兄の御子達、けがひ給ひ給ひを、此の天皇、ひとり
けがひ申し給ひに、よりて、應神悦びまして、菟道稚郎
子を太子とし、此の尊を輔佐にちん定め給ひ。應神
かくれまゝうバ、御兄たち、太子をうしもんとせら
れしを、此の尊はとりて、太子と心を一にして、かきを
誅せられにき、茲に、太子天位を、尊にゆづり給ひ、尊から
くいなみ給ひ。三年にちるまで、たゞひよゆづりて位を
むちくサ太子ハ、山城の宇治にまサ尊ハ、攝津の難波

高津宮
攝津東成郡、安國守坂
の北、小祠の邊、真田山
の東、うりといふ

にましく、國々の御つき物も、あちこちあちこようけと
らずして、民の愁となれり。バ、太子をうらうせ給
ひぬ、尊などろきあげき給ふことかぎり。ちシ、ほきど、の
ぞれますべき道ありねば、癸酉の年即位、攝津國難波高
津宮にましまサす。日嗣をうけ給ひより、國をしづめ民
をあちきし給ふこと、ためしもまれうり。御おとにや、
れぬ、高殿にのぞりて見給へば、よぎりくみえたりに
よりて、高屋にのぼりて見きバ、煙たつ、民のかまとハ、ふ
きをひにタリとぞよませましく。くらげて猶、三年を
ゆるはきられバ、宮の中やぶきて、雨露もたまらず。宮人
たうどのよのぼりて、みれば、あののいたよ
の衣やつきて、そろよを不ひも全からば、帝ハ、おきをと
もよけうりて、いまそ

釋註
利皇正統記上卷

普及舎

とみゆらにほえぐ
既ニ承古今ノも、仁徳
天皇の御製とせり、然
ミともこの歌時平の
歌を誤りて御製とせ
るちうべト、日本紀古
事記等より見えねば
あり

のしもとちんばがくめへり、かくて、六年といふ。國
々の民たのくまかりあつまりて、大宮つく卫し、色々
の御調をそちへけとぞ、ありづかり御政ちうべ
し、天下を治め給ふ事八十七年、百十歳おもしまき

第十八代、履中天皇ハ、仁徳の太子、御母ハ磐之姫命、葛城
襲津彦の女ちうり、庚子の年即位、又、大倭の磐余稚櫻宮よ
まります。後の稚櫻の宮と申せり、天下を治めたまふ事
六年、六十七歳おはしまき

第十九代、反正天皇ハ、仁徳第三の子、履中同母の弟ちうり、
丙午の年即位、河内の丹比柴籬の宮とまします。天下を
治め給ふ事六年、六十歳おもしまいた

第二十代、允恭天皇ハ、仁徳第四の子、履中反正同母の弟

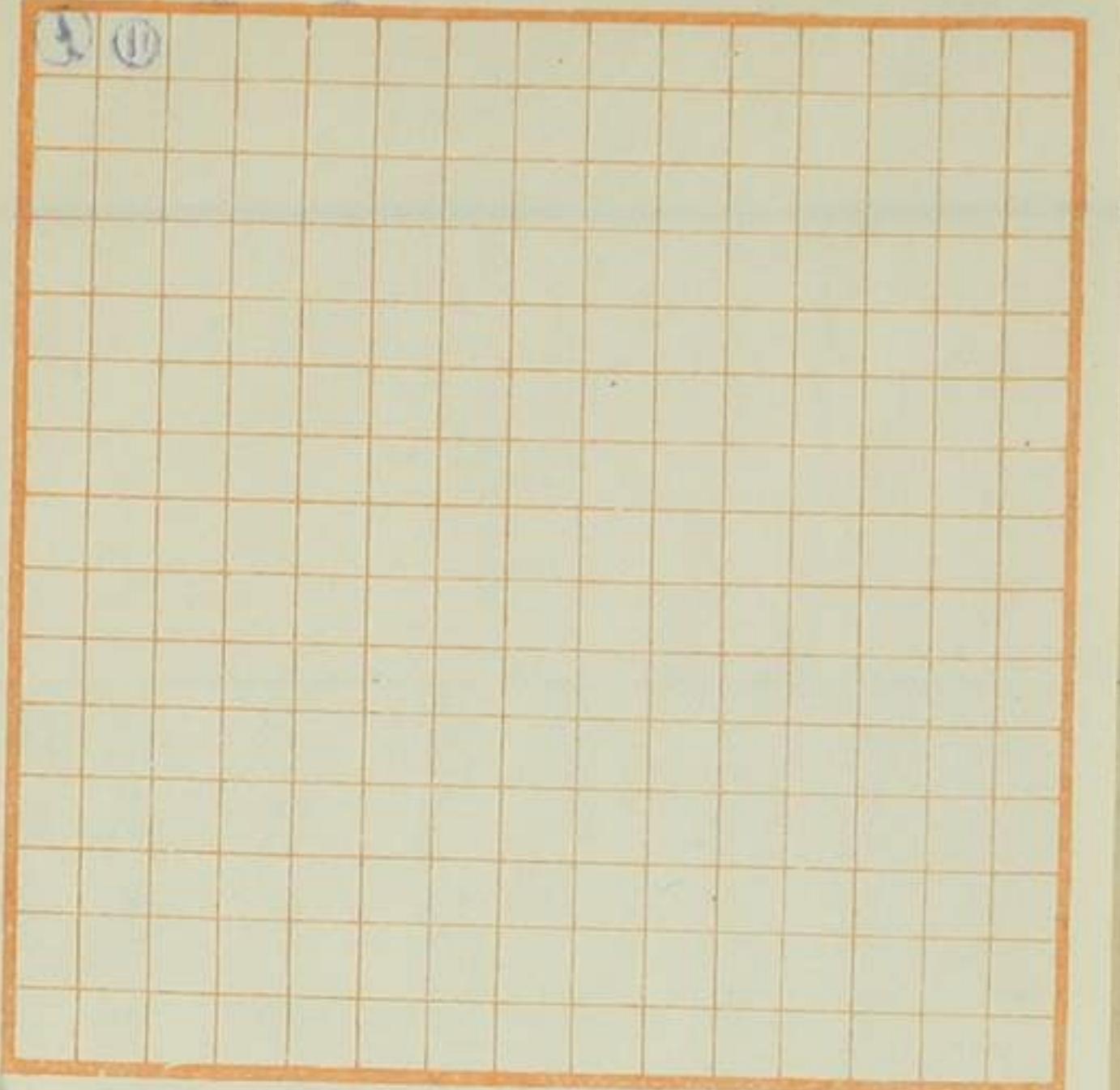
ちうり、壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮にまします。此
の御時までハ三韓の御調、年々にかぢり、是よ
と後ハ、常におおきりとるん、八年己未にあきり
一年、もろこしの晉不ろびて、南北朝とす、宋齊梁陳あ
ひつづきておこる。是を南朝と云ひ、後魏北齊後周つぎ
くにおおきいを北朝といふ。百七十餘年ハちびて
たちたうき、此の天皇、天下を治めます。事四十二年、八
十歳おもしまき

標註
神皇正統記上卷

普及舍

4年10月

(1)



正統記上卷終

6.8 KT

明治二十五年一月廿三日 印刷

同 年一月廿五日 出版

版權

著者

東京小石川區西江戸川町一番地

今泉定介

健

畠山

介

敬

之

作

辻

沼尻

爲

敬

之

作

之

作

及

普

舍

東京下谷區練塀町六十八番地

東京神田區柳原河岸十四號地

發兌

印刷者

發行者

及

普

舍

標註神皇正統記上卷

6.8 KT

標註神皇正統記上卷

明治二十五年一月廿三日 印刷
同 年一月廿五日 出版

版權

著者

東京小石川區西江戸川町一番地

今泉定介

著者

東京牛込區水道町四十二番地

白田山

發行者

東京下谷區練塀町六十八番地

辻 沼尻 為

印刷者

東京神田區柳原河岸十四號地

普及

發兌

舍

健 介 之 作

